

令和4年度決算委員会会議録

令和5年9月22日（金）

（開 会） 10：00

（閉 会） 18：19

○委員長

昨日に引き続きまして、ただいまから令和4年度決算特別委員会を開会いたします。

「認定第1号 令和4年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」から「認定第10号 令和4年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」までの10件を一括議題といたします。

お知らせいたします。昨日、川上委員より、特別会計4件についての質疑については、取り下げの旨の申出がっておりますので、委員の皆さんにお知らせをしておきます。

では次に、第4款衛、生費について、122ページから132ページまでの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています123ページ、保健衛生費、予防費、予防接種事業費について田中裕二委員の質疑を許します。

○田中裕二委員

123ページ、保健衛生費、予防費、予防接種事業費についてお尋ねをいたします。今、国の定期予防接種は、どのようなものが定期接種になっているのか、お尋ねをいたします。

○感染症対策室主幹

定期予防接種の種類について答弁させていただきます。予防接種法第5条第1項に規定されている市町村が実施する予防接種には、集団予防を目的としたA類疾病として、B型肝炎、BCG、四種混合、二種混合、MR、水痘、日本脳炎、ヒブ感染症、小児用肺炎球菌、ロタ、HPVがございます。また、個人予防を目的としたB類疾病として、高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌がございます。以上でございます。

○田中裕二委員

それぞれの接種についてお聞きをしたいんですが、今、定期接種は13種類あるように答弁されました。13種類全部お聞きすると、もう時間もないので、その中で4つだけ接種率についてお尋ねをいたします。

まず、B型肝炎、そしてヒブ感染症、ロタウイルス、高齢者肺炎球菌、この4種類についての接種率をお尋ねいたします。

○感染症対策室主幹

今、お尋ねのありました予防接種、それぞれの接種率でございますが、まず、B型肝炎、こちらは過去3年分になります、令和2年度が96%、令和3年度は98.3%、令和4年度は98.7%。続きましてヒブ感染症が、令和2年度は108.3%、令和3年度は100.2%、令和4年度は95.6%。ロタウイルスが、令和2年度は31.4%、令和3年度は56.2%、令和4年度は51.1%、高齢者肺炎球菌が、令和2年度は41.4%、令和3年度は32.6%、令和4年度は32.6%となっております。

なお、接種率が100%を超えているものがございますが、対象年度に新規に予防接種対象者となる方が分母となっております。対象年度ではない方も接種を受けることとなりますので、その方が受けたことにより、対象者数よりも多くの接種者数となるため超えているところでございます。

○田中裕二委員

基本的なことをお尋ねしたいんですが、高齢者肺炎球菌ワクチン、これは当初は65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、5歳刻みで接種対象になって、それが1巡すると、

65歳になる年度の方が接種対象となっておりました。ところが1巡目で余りにも接種率が低いために、国はもう1巡するというふうにされておりましたが、今現在は、もう2巡されたのか、それともまだ途中なのか、この点はいかがでしょう。

○感染症対策室主幹

今、質問委員が言われますとおり、現在2周期目が行われておりまして、5歳刻みの方で接種記録のない方に対して、5歳刻みの対象年齢のときに送らせていただいております。この最終年度が今年度になっておりまして、令和6年3月31日で、それぞれまだ接種記録のない方に2回ずつクーポン券の送付と接種勧奨の通知を送ることになっております。

○田中裕二委員

ということは、来年度からは65歳になる年度の方のみが対象者ということでございます。

もう一つ基本的なことをお尋ねしたいんですが、この肺炎球菌を公費負担で接種したときの費用、それともう一つは、公費負担がない任意接種をしたときの費用、これはそれぞれどうなっているのか、お尋ねいたします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:05

再 開 10:06

委員会を再開します。

○感染症対策室主幹

今、ご質問の公費負担の分は現在2400円で、生活保護受給世帯等に関しては自己負担なしで接種ができるようになっておりますが、申し訳ございません、任意接種についてはちょっと手持ちに資料を持ち合わせておりませんので、今現在でお答えすることができません。申し訳ありません。

○田中裕二委員

打合せなしだったものですから、すいませんでした。

接種率は先ほどご答弁いただきました、100%近いもの、100%を超えたものもある中で、この肺炎球菌ワクチンは、令和2年度が41.4%、令和3年度は32.6%、令和4年度は32.6%と、まだまだ低いように思いますが、この接種率向上のため、これは肺炎球菌ワクチンだけではなくて、接種率向上のためにどのような取組をされているのか、お尋ねいたします。

○感染症対策室主幹

接種率向上の取組でございますが、まず、A類疾病の接種につきましては、現状やっております取組といたしまして、郵送等による接種勧奨、出生・転入時のときの冊子の配付、ホームページでの情報提供、長期療養を必要とする疾病にかかった方への接種機会の確保、新生児訪問や乳幼児健診、就学時健診といった機会を利用しまして、接種勧奨のほうを行っております。

また、B類疾病につきましては、インフルエンザ予防接種の案内を接種開始する際に広報紙やホームページ等で行っております。高齢者肺炎球菌につきましては、接種対象者の方へ郵送による接種勧奨を現在行っておるところでございます。また、今後、医療機関と情報共有や意見交換を充実させる機会を設けることにより、接種率向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○田中裕二委員

よろしく願いいたします。B型肝炎も100%近いんですが、とにかくやっぱり100%目指して取組をしていただきたいと思いますし、さきほどから言っておりました高齢者肺炎球菌、これは来年度から65歳の誕生を迎える年度の方が対象になります。私も昨年か一昨年か、打ちましたけど、65歳というのはもう全然ぴんとこないんです、肺炎ということに関しまし

ては。ですから、今回打たずに次打とうかと思っていらっしゃる方もあるかと思いますが、次はありません。ですから、公費負担は今回限りだということをしかりと分かっていただくようなお知らせをしていただきますようお願いいたしまして、質問を終わります。

○委員長

次に、126ページ、保健衛生費、健康づくり推進費、乳幼児健康診査の状況について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

私のほうからは、乳幼児健康診査の状況についてお尋ねいたします。資料要求していますので、まずはその説明をお願いいたします。

○子育て支援課長

資料を提出しております108ページでございます。本市の乳幼児健診では、4か月児健診、8か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診を実施しております。各健診の対象者数、受診者数、個別健診の数と、集団健診の数、受診率を平成30年度から5年間分を提出させていただいております。令和元年度までは、全て集団健診での実施となっておりますが、令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応するため、集団健診から個別健診に切り替えて実施しております。なお、令和2年度からは、3歳児健診において一部集団健診を再開しております。受診率につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和2年度に受診率が低下いたしました。その後は回復傾向にあるものと認識しております。

○金子委員

新型コロナウイルス感染症拡大のために、個別健診に切り替えたということですが、個別健診と集団健診のメリット、デメリットを教えてください。

○子育て支援課長

個別健診のメリットにつきましては、かかりつけ医で診てもらえること、家から近い医院を選択できること、好きなときに受診できることといったことが挙げられますが、これらのメリットは集団健診では得られないものと考えております。集団健診のメリットにつきましては、保健師が全ての子どもと直接向き合えること、保健師が育児支援の入り口となり継続的な支援が可能となること、小児科や歯科の医師のほか、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、栄養士など、1度に多くの専門職が関わるということが可能となることといったことが挙げられますが、こちらにつきましても個別健診では得られないものと考えております。したがって、個別健診と集団健診のメリットとデメリットは表裏一体であり、それぞれのよさがあるものと認識いたしております。

○金子委員

本事業の課題は何だとお考えでしょうか。

○子育て支援課長

集団健診は、現在、3歳児健診のみ実施いたしておりますが、3歳児健診においては、個別健診を選ぶことができるハイブリッド方式での実施となっております。それ以外の健診につきましては、全て個別健診のみでの実施となっております。先ほど個別健診と集団健診のメリットとデメリットは表裏一体であり、それぞれのよさがあると申し上げましたが、保健師等の支援を必要とする方の場合は、1度に多くの専門職が関わるということが可能になるという部分が重要な要素となりますので、個別健診を行った場合の保健師等の早期支援をどのように実施するかが課題であると認識いたしております。

○金子委員

資料を見せていただきましたら、3歳児のところで、集団・個別ではやはり集団のほうが多いと思います。ぜひ、言われましたように保健師等の早期支援をしていただくよう、今後よろしくをお願いいたします。

○委員長

次に、126ページ、保健衛生費、健康づくり推進費、乳幼児育成指導事業について、田中裕二委員の質疑を許します。

○田中裕二委員

126ページ、保健衛生費、健康づくり推進費、乳幼児育成指導事業についてお尋ねをいたします。この事業は発達障がい早期発見のための事業だと思いますが、それでは、発達障がい者支援法に早期発見するための規定がございますが、この法律の中でどのように規定をされているのか、お尋ねをいたします。

○子育て支援課長

児童の発達障がいの早期発見等につきましては、発達障害者支援法第5条に規定がございます。その第1項に、市町村は、乳幼児健診を行うに当たり、発達障がいの早期発見に十分留意しなければならないと、同様に第2項では、市町村の教育委員会は就学時健診を行うに当たり、発達障がいの早期発見に十分留意しなければならないと規定されております。

○田中裕二委員

今のご答弁では、早期発見のためには、市町村は、乳幼児健診で発見に努める。そしてもう一つは、就学時健診で発見に努めるというふうな規定がされております。しかし乳幼児健診は、一番最後の3歳児健診で終わりなんです。就学時健診は大体入学の半年前ぐらいに、主に身体測定、視力であったり、そういった身体測定が主になる、そういった健診だと思います。

私はこの発達障がい支援について、最初に質問したのは平成12年の12月議会でございます。そのときにお聞きしたのが、今言われた乳幼児健診と就学時健診で発達障がいのお子様を発見すること、その疑いのあるお子さんも含めて発見ができたのかという質問に対しまして、両方とも健診ではできませんでしたという答弁がございました。それで、先進自治体では5歳児健診で発見に努めている自治体がある。その5歳児健診を飯塚市でもやったらどうかという質問に対しまして、担当課長はお2人とも必要性を感じますというご答弁があったんですけども、部長は何と、今の健診方法で発見に努めますという答弁をされたので、私はその次の議会で、また質問をいたしました。この質問をした6日後にコスモスコモンで、発達障がい者の学習会かな、セミナーがございまして、私も参加しておりました。今の健診で発見に努めると言った部長も参加をされておまして、その次の議会で、部長にお聞きしました、参加されましたかと。参加しましたと。どうでしたと聞きましたら、5歳児健診の重要性をずっと言われておりましたし、衝撃的だったのが、5歳児健診を実施すると、健診費用の2.7倍の財政効果がありますというのは衝撃的でしたという答弁がございました。これは逆に考えたら、飯塚市で5歳児健診するのは300万円ぐらいかかるというご答弁がございましたので、300万円を出し渋ったために、2.7倍の8400万円の損失が出るということなんです。そう考えたならば、経済的にも5歳児健診をぜひともやるべきだと思いますがという質問をいたしました。その次の議会で、また同様の質問をいたしました。最後の議会で、また同様の質問をいたしましたら、1か所に集めてする健診が果たしていいかどうか、これも難しいかもしれないので、健診方法を考えて、実施する方向で検討しますという、このようなやりとりがありまして、平成21年度に、この巡回相談が実施をされました。当時、福岡県で初でございました。

その後、現在に至っておりますが、この乳幼児育成指導事業の巡回相談事業について、実績はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

○子育て支援課長

まず、委員が質問されたのが、たしか平成19年だったというふうに記憶いたしております。すいません。続きまして、巡回相談事業は、市内の保育所、幼稚園、こども園へ臨床心理士等と保健師が訪問し、集団生活において苦手さを持つお子さんにつきまして、園での生活を実際

に見た上で、保護者や保育所に専門的アドバイスを行うものでございます。令和4年度の実績としましては、市内36か所の園を対象に、79回の巡回相談を実施いたしております。園からの相談依頼数延べ1546人に対しまして、延べ1255人にアドバイスを出しており、お子さんたちの支援に役立てていただいているところでございます。

○田中裕二委員

集団生活で苦手さを持つお子さんは発達支援事業等の療育を利用することで、できることを増やし、集団生活を楽しめるようにしていると思いますが、巡回相談事業を通じて療育にはつながっているのかどうか、この点はいかがでしょうか。

○子育て支援課長

アドバイスが出されたお子さんの中で、療育へご案内したほうがよいと思われるお子様につきましては、巡回相談で見えていただいた先生の個別相談をまず案内させていただいております。その中で、お子さんの園での様子をお伝えし、評価をお勧めしたり、療育の利用をお勧めしたりいたしております。令和4年度、個別相談が必要とされたお子さんは193人いらっしゃいまして、そのうち個別相談に来られたのが140人、72.5%でございました。巡回相談事業を始めました平成21年度の状況に比べますと、発達障がいや療育に対する理解も広まり、個別相談につながりやすくなっておりますが、受け入れがたい保護者も以前おられまして、療育につながっていないお子さんもいらっしゃるところでございます。

○田中裕二委員

発達障がいのお子様は、関わる周囲の大人の理解や工夫、そして療育の活用で力を伸ばすことができます。療育が必要なお子さんを早期に発見し、早期療育につなげられるように、乳幼児指導育成事業に取り組み、お子さんの支援を展開していただきたいと、このように思っております。やっぱり周囲の理解がないと、なかなか療育につながらないということがございますので、啓発にもしっかりと力を入れて、発見をされて療育につなげられるような取組を今後ともよろしく願いいたします。

○委員長

次に、126ページ、保健衛生費、健康づくり推進費、低出生体重児健康診査事業について、藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

126ページの低出生体重児健康診査事業についてご質問いたします。本事業の概要と実績について、お尋ねをいたします。

○子育て支援課長

本事業は、体重2千グラム未満の低出生体重児や先天性疾患のある乳幼児を対象に、飯塚病院と連携し、疾病や異常の早期発見、健康保持増進を図り、継続的にフォローアップを行う市独自の事業で、毎月1回のペースで健診を実施いたしております。モデル事業として実施いたしました令和3年度は53名、本格実施いたしました令和4年度は52名に対して健診を実施いたしているところでございます。

○藤堂委員

そのほか独自のフォローアップとして実施している内容がございましたら、その内容もお尋ねいたします。

○子育て支援課長

健診以外のフォローアップの内容といたしましては、同じように低出生体重児として生まれたお子さんを持つ養育者のグループであるカンガルーサロンの皆さん方の協力を得ながら、養育者同士のネットワークづくりを図り、悩みを共有し、不安を解消できるよう飯塚病院や保健師とともに支援を行っております。

○藤堂委員

低出生体重児に対する市独自の取組は、私としても大変すばらしい取組であると思いますので、今後も継続して行っていただきたいと思います。

安心安全な出産に対する取組を進めることは、少子化対策や定住化施策につながる重要な施策であると思っております。この事業は、出産後のフォローアップの事業であると思いますが、出産までのフォローアップとしては、伴走型支援といった形で、妊婦健診の助成などの経済的な部分も含めた支援を進めていただいているものと認識しております。妊娠された方が健診に行ったりする際には自分で車を運転したり、ご家族の方に連れて行ってもらったりするものだと思っておりますが、出産が近くなって、自分で運転することが難しくなって、連れて行ってくださるご家族もいच्छらないという場合には、公共の交通機関を利用することになると思います。そういった方に対して、公共の交通機関の運賃を助成する事業などはございますでしょうか。

○子育て支援課長

現在、本市におきまして行っている公共交通機関の運賃助成事業は、高齢者免許自主返納事業や選挙における投票所までの移動支援事業などがありますが、妊娠された方を対象とした公共交通機関の助成事業は行っておりません。

○藤堂委員

ほかの先進自治体では、妊婦の外出と地域公共交通を支える運賃助成事業として、一定額のチケットを交付して助成などを行うなどの取組がございます。運賃助成となると、一定の財政負担が伴うため、実施が難しい部分があるのではないかと思います。公的な助成が難しいのであれば、民間事業者の力を借りるという手法もあるのではないかと思います。福岡市などでは、陣痛時に産婦人科までの輸送を行う陣痛タクシー事業を民間事業者が独自事業で実施している例があり、この取組は全国的に広がっております。私も他県、佐賀県でこの事業に似たようなサービスを利用いたしまして、パートナーの私としても非常に安心であると。仕事に行って出かけて、妻が家の中で、親も近くにいない中で、そういった状況である。私としても、こういった事業があれば、非常にパートナーとしても安心であると。24時間であれば、なおいいのかなと思うんですけども、実際、事業者の負担というのを考えると、飯塚だとそうはいかないのかなとちょっと思いながら、ただ、夜に関しては、ご家族の方であったり、パートナーの方がいると思うので、多少夜には安心感があるかなと。

それとすごい個別のケースなんですけども、以前、私の友人でもないんですけども、妊婦の方がスピード違反で捕まりましたという事例があって、理由が、子どもが生まれそうで、飛ばしていたらしいんです。病院に行くまでの間に捕まると、スピード違反で。非常に出産という一大イベントを迎えて、母子ともにどうなるか分からないということを考えて、当人が運転をするということは、余り望ましくないのかなあとと思いますので、最後、安心安全な出産につながるためにも、本市においてもそういった取組を検討していただくことを要望して、この質問を終わります。

○委員長

次に、126ページ、保健衛生費、健康づくり推進費、産後ケア事業について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

私のほうから産後ケア事業についてお尋ねいたします。この事業の具体的な内容についてお伺いいたします。

○子育て支援課長

分娩施設退院後に産科医院や助産所等、または対象者の居宅等において、助産師等の看護職が中心となり、母子に対して、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛情形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができる

よう支援することを目的として実施しているものでございます。支援の内容といたしましては、ショートステイが1泊5千円、3食付き。デイケアが1食付き、1日2千円、これが7日以内まで利用できます。アウトリーチは、食事なしの1回2千円、3回までとなっており、いずれも生活保護、住民税非課税の世帯は無料となっているところでございます。

○金子委員

利用者はどのようになっていますか。

○子育て支援課長

本市に住民票があること、産後1年未満の母子であること、お母さんの体調や気持ちの回復に不安がある方、育児に不安がある方などが対象となっております。

○金子委員

支援内容とその利用者について、資料要求を見ながら少しお話をお願いいたします。

○子育て支援課長

資料107ページでございます。利用者数は資料を提出いたしておりますので御覧いただきたいと思っております。そのうち、お尋ねの支援内容ごとの利用者数でございますが、令和2年度のショートステイでは19人、デイケアでは51人、母乳育児相談のデイケアでは121人、アウトリーチでは59人、計延べ250人。令和3年度がショートステイでは22人、デイケアが61人、母乳育児相談のデイケアが195人、アウトリーチが109人、計延べ387人。令和4年度がショートステイでは24人、デイケアが74人、母乳育児相談のデイケアが143人、アウトリーチが88人の、計延べ329人となっているところでございます。

○金子委員

令和4年度が少し減った理由は、どのようにお考えでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:31

再 開 10:32

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

令和3年度の母乳育児相談の人数でございますけど、195人いらっしゃいました。このときは、新規参入の助産施設等が入りまして、1回分が無料という形をとったものでございます。そのために、ここが多くなったということで、翌年からはそういった制度がなかったところで、この部分が下がったものと理解しております。

○金子委員

お金って本当に大事ななというふうに思います。現在、飯塚市では伴走型相談支援を行っておりますけども、出産子育て応援ギフト制度というのもございます。ほかの自治体ではそれを組合せた事業がございます。ぜひ、物やお金で経済を回すというの本当に大事なことだと思いますけども、そこに、社会で子育てをやっていくというような、人を増やしていくような支援をしていただくように要望いたします。

○子育て支援課長

失礼いたしました。先ほど令和3年度だけの1回だけで、次はしていないということを申しましたけども、令和4年度も1回分は無料という形はとっております。申し訳ございませんでした。

○委員長

次に、128ページ、保健衛生費、環境衛生費、地域猫不妊去勢手術委託料について、田中裕二委員の質疑を許します。

○田中裕二委員

128ページ、保健衛生費、環境衛生費、地域猫不妊去勢手術委託料についてお尋ねをいたします。私は一般質問で何回か質問をさせていただきましたが、地域猫とは特定の飼い主がなく、地域に住みつき、その地域の住民の合意とルールの下で適正に管理されている猫のことであり、地域住民のボランティアの方を中心として、地域猫を管理し、不妊去勢手術や新たな飼い主探しなどの活動をしていただくことが地域猫活動でございますが、この不妊去勢手術について、令和4年度の決算額は17万4千円となっております。この内訳はどのようなものなのか、お尋ねをいたします。

○環境整備課長

内訳といたしましては、雄は1匹当たり1万6千円かかり、6匹に行いましたので9万6千円。雌は1匹当たり2万6千円かかり、3匹に行いましたので7万8千円となり、合計で17万4千円となっております。なお、費用の2分の1に当たる8万7千円は福岡県の補助金が交付されております。

○田中裕二委員

それでは不妊去勢手術費用の一部を市から補助されるには、どのような手続が必要なのか、お尋ねいたします。

○環境整備課長

飯塚市地域猫活動支援事業実施要綱に基づき、事前に団体登録をしていただく必要がございます。

○田中裕二委員

事前に市に団体登録する必要があるということでございますが、現在、この登録団体は何団体あるのか、お尋ねをいたします。

○環境整備課長

現在、2団体でございます。

○田中裕二委員

飯塚市に限らず、この猫によっていろんな苦情、要望等もたくさん出ていると思います。そう考えましたら、飯塚市内で2団体というのは、この地域猫ということ自体がまだ周知されていないのではないかと、このように思いますが、猫をかわいがる方は当然いらっしゃいます。野良猫を見たらかわいそうだな、餌をやりたいなという方がいらっしゃいますし、逆に、そのふん尿によって被害を被っていらっしゃると言いますか、本当に困っていると言われる方もたくさんございます。市にも、様々な要望等相談が寄せられているのではないかと思います、どのような内容の相談が寄せられているのか、お尋ねをいたします。

○環境整備課長

野良猫によるふん尿被害に関する相談や、野良猫の面倒を見るために不妊去勢手術などを含めた地域猫活動の取組について相談がっております。

○田中裕二委員

飯塚市地域猫活動支援事業実施要綱、これを見ますと、地域猫活動の活動内容の中に、えさの管理、トイレの管理とございます。先ほどの答弁では、ふん尿被害の相談があるとのことでしたが、地域猫活動団体が登録されている地域については、ふん尿被害などの相談はあっていないのか、お尋ねいたします。

○環境整備課長

地域猫活動が行われるまでは相談がございましたが、活動以降は相談がありません。

○田中裕二委員

ということは、地域猫活動は非常に役に立つという言い方でいいのかどうか分かりませんが、猫に関するトラブルを解消するには、猫をかわいがる方、愛猫家の方と地域住民の方の歩み寄り、これが必要だと思っております。お互い理解できるような最善の方法や対策と

して、どのように考えてあるのか、お尋ねをいたします。

○環境整備課長

猫の過剰繁殖を抑えるためには、不妊去勢手術は必要でございますが、それ以外にも置きえさをしないことや、猫の頭数以上にトイレを設置すること、それを毎日清掃することなどの対策も必要だと考えております。また、外で猫の面倒をみている場合は、周辺の皆様への丁寧な説明も重要であるというふうに考えております。

○田中裕二委員

先ほど述べました要綱には、地域猫活動に関する自治会の同意が必要であると、このような記載もございます。やっぱり一番大事なことは、さっきも言いましたように、地域住民の方がお互い納得をして、それならそういうふうにやりましょうというのが一番大事だと思っております。これは去勢手術、不妊手術をしたら、耳にハート型プチんとあけますので、それを知ってらっしゃる方は、もう去勢手術、不妊手術をしたなど分かると思っておりますが、そういうことを御存じない方は、それを見たところで分からないと思うんですね。そう考えましたら、地域猫活動というのは、しっかりと周知していく必要があると思っております。

猫に関するトラブルを根本的に解消していくには、地元自治会の同意を得た中で、市内各所で地域猫活動が展開されることが一番望ましいと私は思っております。そのためには、市民の方に地域猫活動について知っていただく必要もございます。現在、市のホームページや市報、隣組回覧などで広報活動を行っていることは承知しておりますが、今後とも広報活動に積極的に取り組んでいただいて、一人でも多くの方が地域猫活動というものを知って、理解していただく取組を、今後ともお願いいたします。

○委員長

次に、129ページ、保健衛生費、環境対策費、スズメバチ駆除費補助金について、守光委員の質疑を許します。

○守光委員

保健衛生費、環境対策費、スズメバチ駆除補助金について、成果及び課題と今後についてをお尋ねいたします。毎年、全国的に見ても、スズメバチによる被害が全国的に多数報告されていると思います。過去に蜂に刺された人が再度刺されると、命に関わることもあるとお聞きしております。

そこで初めに、本市では現在スズメバチ駆除費として1件当たり上限額5千円の補助金を交付されていると思いますが、過去3年間の交付実績をお尋ねいたします。

○環境整備課長

過去3年間の交付件数及び交付額を申し上げます。令和2年度は161件、77万5700円です。令和3年度は182件、89万1700円です。令和4年度は211件、104万2100円となっております。

○守光委員

今、ご答弁で過去3年間の実績は、交付件数も交付額も年々増加しているように見受けられますが、申請があった件数の全てに、本市としては補助金をこれまで交付されたのか、お伺いいたします。

○環境整備課長

交付条件を満たしている全ての申請に対しまして、補助金を交付しております。

○守光委員

以前も申し上げておりましたけども、一般的にスズメバチは、春から秋にかけて活動が活発化すると言われており、その年の気候によって活動状況が左右されるとも言われております。今年は例年に比べて、梅雨の時期が長く、降水量、雨も多く降ったようですが、今年度の本市としての申請件数はどのような状況になっているのか、お尋ねいたします。

○環境整備課長

スズメバチの活動につきましては、気候が影響すると言われておりまして、空梅雨であれば活発になると言われております。今年の梅雨は期間も長く、雨の量も多かったため、現時点では、申請件数は前年度同時期と比べまして、少ない状況となっております。

○守光委員

現時点での申請件数は少ないとのことではありますが、今年は例年以上に梅雨は長かったんですけれども、その後、猛暑が続いており、今後スズメバチの活動も、今から秋にかけて活発化すること等も想定され、それに伴って申請件数も増加することが考えられます。以前、予算の範囲を超えた申請があった場合の対応についてお尋ねした際に、関係部署と協議し対応できるよう努めてまいりたいとのご答弁でありましたけれども、今年度の予算がなくなったから申請が終わるのではなく、今言われた関係部署としっかり協議していただいて、予算をしっかり確保していただきたいと思っております。

ちなみに先ほど本市としては上限が5千円ということではありますが、筑豊エリア内の市町村の状況なんですけれども、宮若市は上限が7千円、川崎町は5千円、直方市は上限が1万円、嘉麻市も上限が1万円、田川市は上限が7千円です。近くの桂川町に関しては、巣の大きさにより最高額2万円、でも大体は1万円で済むということでもあります。巣の場所等にもよりますが、スズメバチを駆除する場合には、ある程度の費用が今言ったようにかかることもお聞きしております。今後できるだけ多くの申請に対してご対応いただくとともに、申請される方の自己負担が少しでも減るような、今紹介いたしました他市の取組を参考にいただき、ご検討をお願いして、質問を終わります。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

ないようですので、第4款、衛生費についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 46

再 開 10 : 48

委員会を再開いたします。

次に、第5款、労働費から第8款、土木費について、132ページから158ページまでの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています、135ページ、農業費、農業振興費、その他農業振興費、有害鳥獣生息域調査委託料について、守光委員の質疑を許します。

○守光委員

135ページ、農業費、農業振興費、その他の農業振興費、有害鳥獣生息域調査委託料についてをお聞きいたします。以前、一般質問でドローンを活用した取組をご紹介していました。今回、本市としてドローンを活用した鳥獣の生息域の調査を多く行われたとお聞きしております。その調査の成果についてをお尋ねいたします。

○農林振興課長

本調査は、飯塚市穎田地区におきまして、定点カメラやドローンによりICT機器を活用し、主に鹿、イノシシといった野生鳥獣の生息域調査等を実施し、今後、被害対策を講じるための資料を作成することを目的として実施したものでございます。調査に先立ち、受託事業者により現地調査を行いまして、地元の有害鳥獣駆除員や地元の方々へのヒアリング等により、イノシシの出没状況やわなの設置場所、さらには、獣道や有害鳥獣の侵入防止柵の設置箇所等の調査を通じて、生息エリアを推測し、ドローンの飛行可能エリアを勘案した結果、勢田地域と鹿毛馬地域を調査対象地に決定いたしました。

本調査の成果といたしましては、定点センサーカメラ及びドローンによる熱赤外線カメラでの調査により、日頃、人間が踏み入れることが困難な山林に野生鳥獣が生息していることを確認することができました。また、ドローンによる熱赤外線カメラでの調査により、鹿が確認された場所の傾向から、主な生息地が鹿毛馬中、東佐與、庄内元吉の間のエリアであることが判明しました。さらに、ドローンの空撮により、子どものイノシシが母イノシシと一緒に移動している様子が撮影された画像を解析した結果、前日に子どものイノシシが捕獲された箱わなの周辺に近づいた際に、子どものイノシシは、箱わなの餌に興味を抱き、さらに近づいていきましたが、母イノシシがわなを警戒して近づかなかったため、子どものイノシシも母イノシシについて行き、わなから離れていく様子が確認できました。このことから、母イノシシは、前日に子どものイノシシが捕獲された様子を見て、箱わなに恐怖心を持ち、警戒していたことが推測されました。その結果、仮に子どものイノシシは捕獲できても、母イノシシは捕まらず、その後も継続して出産し続け、個体数の減少に至らない状況ができていることを考察することができました。以上のことから、今後の捕獲活動への課題を見出すことができたと考えております。

○守光委員

今の課長のご答弁では、今後の捕獲活動への課題は見出すことができたと考えておりますということですが、ではその調査の結果、本市として課題をどのように捉えているのか、お尋ねいたします。

○農林振興課長

イノシシによる被害対策につきましては、今回、ドローンによる熱赤外線カメラでの調査の結果、母イノシシが箱わなを警戒して近づかない様子が確認できましたので、増加の原因となります出産可能な雌イノシシをいかに捕獲して、効率的に個体数を減少させていくかが課題であると考えております。

また、鹿による被害対策につきましては、今回の調査で一定エリアにおける鹿の生息が確認できましたが、捕獲が進んでいない状況であることが判明しましたので、今後の捕獲活動についてを、関係者等のご意見を伺いながら検討し、有害鳥獣対策に生かしてまいりたいと考えております。

○守光委員

今回のドローンを活用しての有害鳥獣の生息地の調査でありますけども、潁田地域に限定したとのことであります。今回の調査でどのくらいの効果が今後、今すぐとかではなくて、2年後、3年後にあらわれてくると思いますけども、課題も見えてきたと思いますので、何年後かにしっかりとした、目に見える、分かる成果があらわれたときは、潁田地域以外、例えば、穂波、筑穂、庄内等のエリアも追加して、今後、調査していただきたいと、このことは要望しておきます。

また、先ほどのご答弁で、成果として、定点センサーカメラ及びドローンによる赤外線カメラでの調査により、日頃、人間が踏み入れることが困難な山林に野生鳥獣が生息していることが確認できましたというご答弁ありましたが、今後にしっかり期待をいたしまして、この質問を終わります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 54

再 開 11 : 05

委員会を再開いたします。

次に、142ページ、商工費、商工業振興費、大学生起業家育成事業費補助金について、藤間委員の質疑を許します。

○藤間委員

大学生起業家育成事業補助金についてお尋ねいたします。さて、「ばかにするのはいいかげんにしていただきたい」。これは、一昨日、私が学生の方から言われた言葉であります。この学生の方は、去年も一昨年も学生支援事業に対して要望を出されていて、その際、市の職員の方から、来年は制度を変えるように検討しますと言ったものの、全く変わらなかったと。そういった怒りから冒頭の言葉が飛び出しております。私はここで、学生が正しいとか、市の職員が正しくないとか、そういった話をしたいわけではなくて、この学生の方は一回り二回り上の大人に対して、言葉に体温を乗せてぶつかってくると、本当にパッションがあるなど、こういった熱量と若さがある学生の方が、飯塚市の起業家育成支援制度を使って大きく飛び立っていけば、すてきだなと思ひまして、そういったことが一昨日あったので、ちょっと前置きが長くなりましたが、大学生起業家育成事業補助金について、ご質問を始めさせていただきます。

まず1つ目でございますが、この補助金の事業内容についてお伺いしてもよろしいでしょうか。

○経済政策推進室産学振興担当主幹

本補助金につきましては、学生の起業及び地元定着並びに地域産業の活性化を図るため、市内企業、社会人及び学生との交流を通じて得られる学生の感性や創造力を生かしたアイデア、そして活動などを事業化することを目指す取組に対しまして、補助金を交付する事業でございます。対象となる大学生ですが、市内大学に在籍する学生または市内に住所を有する大学、大学院、短期大学、もしくは専門学校生となっております。補助金額につきましては、1件当たり20万円を上限としており、企業の支援のもと実施する場合には、さらに10万円をプラスしまして上限額を30万円としております。

○藤間委員

一般的に企業支援という金額で、この2、30万というのは、その他の補助金に比べたら少ない印象がございますが、この金額感について、ご支援された現場の感覚ですとか、学生の意見とか、企業の話聞いて、ちょっとこの金額が多いとか少ないとか、そういったご意見はいかがでしょうか。

○経済政策推進室産学振興担当主幹

この事業は令和3年度より始まった事業でございますが、当時は上限額10万円の事業でございました。学生だけの活動では十分な補助金額であったという意見をいただいておりますが、企業とのコラボ、いわゆる地域企業との支援の下に実施する事業につきましては、活動規模が大きくなり、予算も膨らむ状況を見まして、令和4年度より補助金上限額の見直しを行ったところでございます。現在、利用者からの意見としまして、補助金が足りないという意見はございません。本事業は特に起業につながるはじめの一步の活動等の支援を補助金で後押ししていきたいと考えております。起業の本格的な支援となった場合には、必要に応じ、本市で設置しております起業に向けた個別相談、伴走支援窓口や国の支援策活用及び資金調達を念頭に置いた支援機関の紹介などにもつなげていきたいというふうに考えているところでございます。

○藤間委員

改めてお伺いして、確かに企業の支援はほかに様々な制度があるので、最初の一步として学生に30万円、しかも補助率100パーセントで出されるというのは、有意義な制度なのではないかと改めて思いました。こういった中で、令和4年度にこの制度を利用して起業した方ですとか、取組で申請があった、こういった方々は何人、何件いらっしゃいますでしょうか。

○経済政策推進室産学振興担当主幹

令和4年度につきましては、人数ははっきりとお答えできないんですが、2団体となっております。

○藤間委員

この2団体というのは結構評価が難しいかなと思っておりまして、事業の種が2つ撒かれたというのはすばらしいことだと思いますし、一方で、飯塚は大学、専門学校、数が多くございますので、この件数がもっと増えたらいいなという気持ちがございます、そこは一致するところなのではないかと思います。今後、この件数を2から3、4、5と増やしていく中で、どういった取組が課題と思われそうですでしょうか。

○経済政策推進室産学振興担当主幹

担当部署といたしましては、多くの学生に本事業を活用していただき、起業の促進、さらに地域での企業や社会人、市民との交流につなげていただきたいと考えているところです。本事業の効果を高めるために、本年度は新たに起業に向けた個別相談、伴走支援窓口の設置、そして、地域企業が抱える課題の解決策を提案する実践型ワークショップの実施をする予定でございます。これらソフト面の支援・企画と連動させまして、さらに学生と企業の交流イベントでございますキャリアカレッジに際しましては、周知を図って、活用を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○藤間委員

次に、この事業の具体的な成果についてお伺いさせていただきます。

○経済政策推進室産学振興担当主幹

令和4年度の2件、そのうちの1件とはなりますが、ITベンチャー企業数社との協業によりまして、地元大学生向けのプログラミング能力向上勉強会と、プロダクト開発を経験できるイベント（ハッカソン）、こちらを一体化した事業を実施いたしました。この事業を実施した学生からは、勉強会、そして当日のメンター、審査員伴走支援を通じまして、7社との企業の関わりを持つことができ、今後の事業継続につながったとの意見がございました。すぐに起業につながるものではないものの、起業家精神の醸成の取組として、一定の効果があるものと考えているところでございます。

○藤間委員

学生の起業家精神を育てていく、非常に大事なことだと思っております。

では、この起業家精神、どのようなものであると考えていらっしゃいますでしょうか。

○経済政策推進室産学振興担当主幹

起業家精神とは、新たな事業分野を開拓していくために必要な発想力、そして創造力、そしてまたリスクを恐れない、そういう勇敢さ、チャレンジをしていく姿勢であると考えております。

○藤間委員

最後に一つだけ意見を述べさせていただければと思っております。今回の企業のご支援の制度として、対象となる事業として、地域の活性化ですとか、人材育成・人材定着に関する事業ですとか、一定のくくりを持っていらっしゃるかと思います。一方で、今おっしゃっていただいた起業家精神というところで、新たな事業分野を開拓していくというのがございまして、税金の使い道ですので、できる限り公益性がある事業という考え方は十分に分かるものの、そもそも起業家精神とは我々が考える常識の外から出てきたりすることはあるので、来年以降としては、その対象となる事業に関して、今回のように限定するのか、あるいはもう少し広くとって、地域交流とかイベントに限らず、もう少し広い視野でご支援するのかを、ぜひご検討いただければと思っております。

これに関して一つだけ思い出をお話しさせてください。ちょうど15年ぐらい前ですかね、学生起業がはやったり、ライブドアショックがあつて、当時の学生はインターネットで起業する、非常にはやっていました。私もインターネットで起業した学生のうちの1人でありました。それで仲間内で1人変わった人がいまして、クモの巣はすごく頑丈だと、細い割に。クモの巣を使って、服を作ったらすごく頑丈になるんじゃないかと、そんな形で起業した人がいまして、

当時学生の周りからすれば謎のことをしているなという見方をしておりました。15年月日が経ってみましたが、この会社はスパイバーという会社になりまして、去年、2022年は100億円資金調達しまして、去年最も資金調達をしたベンチャーの一つになっております。振り返ってみると、ちょっとはやりと違う、わけの分からないことをしているなという企業が、時間が経ってみると、世の中を変えるような企業になったりしますので、ぜひ、起業家支援なので、この範囲については、ちょっとよく分からないなというのを支援するようなチャレンジ精神みたいなものも、ぜひ市役所側も培っていただければと思っております。

○委員長

続きまして143ページ、商工費、商工業振興費、海外展開支援事業費補助金について、藤間委員の質疑を許します。

○藤間委員

まず、海外展開支援事業費補助金について、この事業の目的と取組についてお聞かせくださいませ。

○国際政策課長

本事業につきましては、海外における事業の展開を促進し、地域経済の活性化を図ることを目的に、海外展開に関する自社独自の活動、または支援機関を活用した活動をする際の費用を補助するもので、市内企業への訪問ヒアリングによりニーズを踏まえ、支援機関の支援策を紹介するとともに、当課で交付しております海外展開支援事業費補助金をご案内しております。

○藤間委員

取組を行った成果や実績についてお伺いさせてくださいませ。

○国際政策課長

令和4年度の実績につきましては、自社独自の活動に対して、補助上限額5万円、公的な支援機関を活用した場合に、補助上限額5万円、累計補助上限額10万円とし、補助金の交付は11件の申請に対しまして、34万1千円を交付いたしております。令和4年度の各企業の補助金活用につきましては、海外市場調査、海外向け展示会への出展、越境EC等に使われており、成果につきましては、海外輸出への商談中のものを含みまして、売上げ増加見込みが総額で6410万円。また、その他の効果といたしまして、1名の雇用につながったことを各社からの実績報告や聞き取りにより確認をしております。

○藤間委員

総額で6410万円の売上げの増加の見込みですとか、1名の雇用の増加、すばらしい効果なんじゃないかと思ひまして、支援によって、どういった効果があるのか、継続的にヒアリングをお願いできればと思っております。

次でございますが、本事業の補助金交付を受けた企業から、この事業のこの点がよかった、この点が役に立った、そういったお声があれば、ご説明いただければと思ひます。

○国際政策課長

本市の類似する補助金と比較し、補助対象範囲が広いため、非常に使いやすいといった声や、補助金申請に当たって、市との関わりから支援機関等を紹介してもらうことができ、大変助かったとの声がありました。

○藤間委員

限られた予算を有効活用するという観点からは、予算は有限でございますが、支援機関の紹介については予算もかからずできることですし、事業者からすれば、信頼ができる支援機関の情報は非常にありがたいものでございますので、ぜひ積極的に継続をお願いできればと思ひます。

次でございますが、補助金の交付によって、売上げの増加や雇用につながるなど事業の効果が大きいかと思ひますが、新型コロナウイルス感染拡大した以降に、さらに海外に向けての事業展開と

というのが積極的にできるフェーズなのではないかと思っております。市内業者からのニーズを踏まえて、今後、補助金をもっと積極的に、額にしろ、件数にしろ、活用していただければいいのではないかと思います。今後の展開についてはどうお考えでしょうか。

○国際政策課長

令和4年度の補助金に関して、補助金を活用された企業様からのご意見として、使いやすい補助金ではあるが、海外販路開拓に要する費用が高い割には5万円と少ないため、増額していただくとありがたいとの声が多くございました。そのため、令和5年度は補助金の上限額、予算額ともに増額し、年度当初から、市報やホームページ、また、商工会議所、商工会様から補助金のチラシを配布していただき、広く周知を図っております。今後も関係機関と連携し、市内企業のニーズに沿った海外展開の支援につなげていきたいと考えております。

○藤間委員

やはり海外で物を売ったり、海外に展開するという中で、5万円という金額については、検討の余地があるのではないかと思います。学生に30万円というのはなかなか太っ腹だなと思いましたが、海外展開に5万円というのは、恐らくもう少しご検討の余地があるのかなと思っております。やはり海外に行くには、航空券のチケットにお金もかかりますし、資料を英語で作ったりという手間がございます。この金額について、ちょっと支援を受けた企業から、ちょうどよかったとか、増額してほしいですとか、金額についてコメントがありましたでしょうか。

○国際政策課長

海外展開支援事業費補助金を高額となる海外渡航費の一部に活用される場合もありましたことから、増額を望む声が多かったのですが、どの程度必要であるかについての要望はございませんでした。また、担当部署としての感覚について、これは可能性としてお答えをさせていただきますと、補助金額が増額することにより、思い切って海外に渡航し、現地バイヤーと直接商談を行うケースなども増えてくるのではないかと考えております。また、そのことによって、海外との取引開始が増え、売上げ増加となれば、市内経済の活性化及び地域産業の振興につながるのではないかと考えております。

○藤間委員

最後に意見のみ述べさせていただきます。今おっしゃっていただいた、現地バイヤーと直接商談、これ本当に重要だと思っております。社長や責任者が海外に渡航して、現地の空気感、どのような方々が、どのような金額で、どのような商品を買っているのかというのを見るのが、海外展開の第一歩なんじゃないかと思っております。そういった中で、今おっしゃっていただいた関係機関のご紹介というのは引き続きやっていただくとともに、この補助金の金額について、予算の上限はあるかと思っておりますが、適当な金額感を設定していただくと。先ほどおっしゃっていただいた、実際に売上げの増加ですとか、雇用の増加といった形で、成果が上がっている事業ですので、ぜひ引き続き、発展させる方向でご検討いただければと思っております。

○委員長

続きまして、144ページ、商工費、商工業振興費、新型コロナウイルス感染症対策事業費について、金子委員の質疑を許します。

なお、金子委員につきましては、質疑時間が間もなく5分を切りますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○金子委員

私のほうから地域活性化プレミアム応援券・飯塚市民応援クーポン券の事業概要についてお尋ねいたします。

○商工観光課長

令和4年度に実施しましたプレミアム応援券につきましては、市民の消費喚起と市内事業者

の支援を目的としまして、紙応援券を約12万冊、電子応援券を約2万冊発行しております。プレミアムの内容としましては、プレミアム率は30%で、1冊1万円で1人5冊まで購入可能としておりました。また、飯塚市民応援クーポン券につきましては、物価高騰の影響により、市民の経済負担を緩和するとともに、地域における消費の喚起を下支えすることを目的としまして、飯塚市民1人当たり5千円のクーポン券を発行し、日本郵便株式会社のゆうパックにて、世帯主宛てに送付しております。

○金子委員

その成果と課題はどのようにお考えでしょうか。

○商工観光課長

プレミアム応援券につきましては、約18億円、飯塚市民応援クーポン券につきましては、約6億円が利用され、市民の消費喚起、経済的負担の緩和並びに事業者支援につながったものと考えております。また、課題といたしましては、電子応援券の場合、利用できる店舗が紙の応援券より少なかったことが挙げられます。

○金子委員

この2つの事業では、国からの交付金などが活用されているのでしょうか。

○商工観光課長

プレミアム応援券につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、また、飯塚市民応援クーポン券につきましては、同じく新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用しております。

○金子委員

それぞれの事業は事業者支援の観点もありますが、どのような業種で利用されているのか、把握されていますか。

○商工観光課長

プレミアム応援券、飯塚市民応援クーポン券、両方につきまして小売業で最も利用が多く、次いで飲食サービス業となっております。

○金子委員

最近原油価格高騰が続いております。トラック運送などでの利用はあるのでしょうか。

○商工観光課長

運輸業での利用はございます。これはタクシー会社での、タクシーでの利用となっており、トラックなどの運送業でのご利用はあっておりません。

○金子委員

燃料価格高騰に苦しむ運送業の方など事業者支援などを前向きに検討していただくよう、よろしく願いいたします。

○委員長

続きまして、146ページ、土木管理費、土木総務費、定住化促進事業費について、赤尾委員の質疑を許します。

○赤尾委員

いつか会の赤尾です、よろしく申し上げます。定住化促進事業費について、お尋ねします。それではまず、飯塚市筑豊地域外からの移住者住宅取得奨励金事業につきましては、本市への移住・定住を目的として、令和2年度より始められました事業と思っておりますが、簡単でよろしいので、制度の概要がどのようなものか、お尋ねします。

○都市建設部次長

本事業につきましては、「第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、令和2年度より実施している事業でございます。筑豊地域外から本市へ移住・定住を図ることを目

的に、新築・中古住宅を問わずに住宅を取得、購入された移住者を対象とし、奨励金を交付している事業でございます。奨励金額は、基本額を100万円とし、世帯員に15歳以下、中学校3年生の年度末までの子ども様を対象とし、子育て加算といたしまして、1人につき10万円の加算を設けております。上限額は住宅購入費といたしております。なお、奨励金基本額の45%が国の社会資本整備総合交付金の対象事業となっております。

○赤尾委員

本事業は、令和2年度より実施されている事業であるとのことで、これまで本市へ移住・定住されました実績、世帯数とか人数はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○都市建設部次長

これまでの年度別の実績にてお答えさせていただきます。まず、令和2年度につきましては、世帯数18件、移住人数は54人となっております。次に、令和3年度につきましては、世帯数58件、移住人数140人となっております。続きまして、令和4年度につきましては、世帯数107件、移住人数335人となっております。

○赤尾委員

それでは次に、本事業は筑豊地域外からの移住の方が対象となっているとのことですが、どの地域からの移住が多いのか、お尋ねいたします。県内、県外で分かれられましたら、年度別にてお願いいたします。

○都市建設部次長

こちらも年度別にてご回答させていただきます。令和2年度につきましては、交付件数18件のうち、全てが県内からの移住となっております。主な内訳でございますが、福岡市内からが7件、糟屋郡からが6件となっており、福岡都市圏からの移住率が72%を示して占めております。令和3年度につきましては、交付件数58件のうち、県内からの移住が40件、県外からが18件となっております。県内各地からの主な内訳でございますが、福岡市内からが11件、糟屋郡からが11件、県内の割合では、福岡都市圏からの移住率が55%を占めております。令和4年度につきましては、交付件数107件のうち、県内からの移住が87件、県外からの移住が20件となっております。県内各地からの主な内訳でございますが、福岡市内より27件、糟屋郡からが26件となっており、県内の割合では、福岡都市圏からの移住率が60.9%を占めております。令和4年度での県外からの移住元の県の上位でお答えしますと、1位は鹿児島県で4件です。2位は京都府で3件、外10都道府県からの移住となっております。

○赤尾委員

どこから移住されてきたか分かりました。それでは本事業を活用し、飯塚市に移住された方の移住先としては、市内のどの地区が多いのか、旧地区単位でよろしいので、ご回答のほどよろしく申し上げます。

○都市建設部次長

市内の地区別にてお答えさせていただきます。令和2年度は交付件数18件のうち、飯塚地区が9件、穂波地区が6件、筑穂地区が2件、庄内地区が1件、颯田地区が0件となっております。次に、令和3年度につきましては、交付件数58件のうち、飯塚地区が28件、穂波地区が21件、筑穂地区が7件、庄内地区が1件、颯田地区が1件となっております。次に、令和4年度につきましては、交付件数107件のうち、飯塚地区が47件、穂波地区が36件、筑穂地区が19件、庄内地区が4件、颯田地区が1件となっております。

○赤尾委員

今のご説明を聞きますと、本市における移住先としまして、飯塚地区へ移住された方が多いのが分かりました。

それでは、本事業を活用された方に対して、アンケート調査を行っていると思いますが、主

な内容について教えてください。

○都市建設部次長

本事業を活用された方に対するアンケート調査の項目としまして、9項目お尋ねをしております。1、勤務先の自治体、2、主な通勤手段、3、住宅の種類、こちらが、新築戸建て、マンション、中古物件等という内容で聞いております。4、飯塚市以外に検討されていた地域がございますかということ聞いております。5、飯塚市に移住決定された理由、こちらは最大3つということでお伺いしております。6、この制度を知った時期。7、この制度を知ったきっかけ。最後に、この制度は本市への移住促進に効果があると思いますかという内容等で調査を行っております。その中で、アンケート調査項目の重要点と考えております5、飯塚市に移住を決定した理由について、7、この制度を知ったきっかけ、8、この制度は飯塚市への移住促進に効果があると思いますか、この3つのお尋ねにつきまして、令和4年度の1番多い項目で回答させていただきます。5、飯塚市に移住を決定した理由につきましては、土地や建物の購入費用が安かったからが一番多くございまして51件、25%の回答でございました。7、この制度を知ったきっかけでは、市報やホームページが68件、約64%の方がこれで知られたということが判明しております。最後に、8、この制度は飯塚市への移住促進に効果があると思いますかという問いには、あると回答された方が104件、約97%でございましたことから、本事業が本市を移住先として選んでいただくための高い効果があるものと考えております。

また、アンケート調査項目の中には自由記述事項項目がございます。その中で、個人の方のご意見として、とても魅力的な制度と思う、非常に助かります、この制度を長く続けてほしい等のご回答もいただいております。

このことから、この事業につきましては、令和2年、3年、4年の3年間の実施事業で予定しておりましたが、本事業が、こういうお声をいただいておりますことで、令和5年度以降も継続する事業に至ったということです。

○赤尾委員

最後に私の意見・要望になりますが、全国的にも、日本国民の総人口が減少している中、地方自治体での人口減少が大きな問題ととらえております。ただし、本日、質問させていただきました飯塚市筑豊地域外からの移住者住宅取得奨励金事業が本市の移住・定住に大きく寄与していることが分かり、本市を移住先に選んでいただいていることも分かりました。7月29日には、菰田地区にゆめタウン飯塚がオープンし、現在もにぎわっておりますことを、私としましても、喜ばしいことと思っております。また、福岡都市圏と筑豊地域を結ぶ国道201号八木山バイパスの4車線化も進んでおりますことで、県内外の各地より多くの方々が本市を訪れることも期待されております。飯塚市は、県内、県外の方々からも、移住・定住先として選ばれる魅力、ポテンシャルを持っている都市だと思っておりますことで、本事業の広報、周知のさらなる拡大を考えていただきまして、これからも、移住・定住の一助となるようご要望いたしまして、私の質疑を終わらせていただきます。

○委員長

続きまして、147ページ、土木管理費、土木総務費、ブロック塀等撤去費補助金について、守光委員の質疑を許します。

○守光委員

ブロック塀等撤去費用の補助金について、お伺いたします。この補助金は、以前大阪府高槻市でプールの壁が壊れて、その下敷きになり、お子さんが亡くなるという痛ましい事故を受けて、早速、一般質問をさせていただいて、本市としても速やかにこの補助金制度を導入していただき、本当感謝しておりますけども、では最初に、このブロック塀等撤去補助金の目標に対する成果についてをお尋ねいたします。

○建築課長

令和4年度の補助金想定件数32件に対しまして、相談件数が54件でした。そのうち、危険ブロック塀と判定を行った件数が32件で、申請があり補助金を交付した件数は23件となっております。

○守光委員

今、ご答弁では目標件数に対し、件数というか申請想定件数に対して、相談件数はかなりオーバーしておりますけれども、実際に補助金の交付まで至った件数は、目標に対して、若干少ないというかですね、そういうふうになっております。それでは、本制度の課題についてお尋ねいたします。

○建築課長

相談を受けて調査に伺い、安全上支障があると判定した危険ブロック塀等の所有者の方に対して、本制度のご案内を行っておりますが、諸事情により、危険ブロック塀等の所有者の方が全員申請を行われているわけではありません。本制度開始以降、これまでに危険ブロック塀等の判定を行ったものの、撤去未着手の方には、再度、本制度のご案内を行い、危険ブロック塀等の撤去を促しておりますが、未申請の解消までには、現在、至ってはおりません。

○守光委員

本制度の今後に関しまして、お尋ねいたします。

○建築課長

本制度の期限は令和6年3月31日までですが、毎年度、50件を超える相談があり、潜在的にまだ相当数の危険ブロック塀があると思われまますので、期限の延長を福岡県と協議し、1件でも多く危険ブロック塀等の改修ができるように努めてまいります。

○守光委員

期限が令和6年3月31日ということで、その中で毎年50件を超える相談件数があるということで、しっかりまた継続できるようにお願いしたいと思うんですけども、先ほどのご答弁の中で、補助金申請想定件数が32件に対して、最終的には23件ということ、また、相談を受けて調査に伺い、安全上支障があると判定した危険ブロック塀等の所有者の方に対して、本制度のご案内を行っているけれども、諸事情により危険ブロック塀等の所有者の方が全員申請をされたわけではないというご答弁でありました。申請に向けての課題、これは私個人的なんですけども、一番はやっぱり補助金の額です。最初に比べたら少し上限額を増額していただいておりますけども、まだまだそこら辺あたりをしっかりと検討していただければなと思っておりますので、その辺も含めて、今後、しっかり県とも国とも協議していただいて、1件でも本当に危険なブロック塀があれば、これから先、全国各地で今地震も起こっておりますし、そういうのが飯塚市でも起これば、やっぱり一番に壊れるのはそういった部分でもあると思っておりますので、今後しっかりとさせていただきたいことを要望して終わります。

○委員長

続きまして、151ページ、河川費、河川維持費、樹木伐採等委託料について、守光委員の質疑を許します。

○守光委員

では、決算書151ページ、河川費、河川維持費についてお尋ねいたします。近年毎年のように発生する集中豪雨により、各地で災害が発生しております。これらの災害の発生を防ぐため、様々な対策を本市として実施しておられるかと思っておりますけども、その中でも河川の維持管理もその一つであります。現在、市が維持管理を行っている河川の樹木の伐採は、どのような計画で行われているのか、お尋ねいたします。

○土木管理課長

市が管理している河川につきましては、整備が行き届いていない箇所が多く、護岸から樹木

が生えているところがあり、年次計画的な樹木伐採が実施できていない状況でございます。このことから、令和4年度は、河川の流水阻害をしている箇所につきまして、職員が確認した箇所や、市民からの苦情や要望に基づき、樹木伐採を行っております。

○守光委員

今、計画的な樹木伐採が実施できていないとのご答弁でありましたけれども、では、なぜ実施できていないのか、お尋ねいたします。

○土木管理課長

市が管理する河川の本数が多く、延長も長いことから、未整備区間の箇所が多くなっております。また、山間部を流れている河川も多数ありますことから、河川全体の調査ができておらず、全域的な状況の把握ができておりません。また、これらのことに加えて要望等も多いことから、計画的な樹木の伐採が実施できていない状況です。

○守光委員

それでは次に、令和4年度の樹木伐採箇所についてをお尋ねいたします。

○土木管理課長

令和4年度中に実施しました河川の樹木伐採箇所につきましては、大日寺地区3か所、相田地区4か所、筑穂大分地区1か所の計8か所となっております。

○守光委員

樹木の伐採箇所については、今のご答弁で理解はいたしました。しかしながら、河川内に樹木が生い茂っている箇所も多数あるかと思われまます。先ほどのご答弁にもありましたとおり、河川内の樹木が生い茂っていると河川の流水能力が低下いたしますし、洪水氾濫の危険性も高まると思われます。現在、整備が行き届いていない箇所について、本市として今後どのような対応を実施されるのか、お尋ねいたします。

○土木管理課長

今後の対応につきましては、職員による河川巡視を行い、特に出水期前には河川の流水能力が低下する要因となる樹木の伐採をはじめ、堆積土砂の撤去等、災害発生を防止するため、河川の維持管理を行ってまいります。

○守光委員

最後になりますけれども、河川のそういった樹木の伐採関係は、飯塚市は河川も多いですし、本当に大変で、それを処理するにしても相当なお金もかかると思われますし、やっぱり一番はそのあと、切ってもまた生えてくるという状況もありますので、そこを整備した後に、何かそのあとの対策を取ることによって、生えてこないとか、維持管理をしていく中で大事な部分もあるんじゃないかなと思われまますし、以前から私もその河川敷の有効利活用について、様々ご提案もさせていただいておりますので、その件も含めて、河川敷の樹木、そういった部分の対策を今後しっかりやっていただきたいと要望して終わります。

○委員長

次に、155ページ、下水道費、下水道費、赤坂地区調整池新設工事について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

51ページの赤坂地区調整池新設事業費負担金と関連があるため、合わせて質問させていただきますが、いかがでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11：49

再 開 11：50

委員会を再開いたします。

○川上委員

まず、負担金について、資料ナンバー 5、9 ページの説明を求めます。

○土木建設課長

資料のご説明をいたします。本資料は赤坂地区調整池新設事業における嘉麻市との負担金清算資料となります。事業開始である平成 24 年度から令和 4 年 5 月 31 日に完成した調整池新設工事までにかかった総事業費の内訳について表記しております。表の右下の合計欄では、委託費の委託費計として 8708 万 5850 円、工事費計として 1 億 1532 万 8880 円、その他としまして用地・補償費等で 8732 万 2051 円の合計 2 億 8973 万 6781 円の事業費を歳出しております。

次に、表の下に示しておりますとおり、平成 25 年 3 月 11 日に嘉麻市と締結いたしました協定により、費用の負担割合を嘉麻市 5%、飯塚市 95%と定めておりますことから、総額 2 億 8973 万 6781 円の 5%分、1448 万 6839 円を嘉麻市負担金として、事業清算書、請求書及び口座振替払申出書を令和 5 年 2 月 21 日に嘉麻市長へ送付を行い、令和 5 年 3 月 8 日に負担金の納入が確認されております。なお、負担金の割合につきましては、鴨生川上流部の流域面積における飯塚市、嘉麻市のそれぞれの行政面積による割合となっております。

○川上委員

この件については 2016 年 10 月の飯塚市決算特別委員会において、重大な失敗があったということで、当時の市長が責任をとって退職するとまで発言したことがある事案です。この調整池に関して、概要、それから期待する効果はどうか、お尋ねします。

○土木建設課長

赤坂調整池は、嘉麻市の鴨生地区を流下する鴨生川の上流部となる本市赤坂地区に位置し、嘉麻市鴨生地区の浸水被害の軽減を目的に、容量 650 立米の調整池を設置し、令和 4 年 5 月より供用開始となっております。本調整池により、本市から嘉麻市側に流入する雨水は 10%程度カットすることができ、その減率は、本市赤坂地区の宅地化に伴う雨水流出量の増加分に相当し、下流域の嘉麻市鴨生地区の浸水被害の軽減に寄与するものと考えております。

○川上委員

昨年と今年で梅雨の時期を 2 度迎えていますけれど、効果は確認できましたか。

○土木建設課長

令和 4 年 5 月に調整池が完成し、昨年、そして本年と 2 度の雨水時期を経験しておりますが、両年ともに鴨生地区の浸水被害は発生しておりませんでした。なお、本年 7 月の降雨時におきましても、調整池敷地内に降った雨水を調整池に集水し、下流に流出抑制しながら排出されていたことを確認しております。

○川上委員

先ほどの重大な失敗というのは、汚染土壌を見落としておったということだったんですけれども、そのことを含めた整備に至る経過、またその汚染物質土壌の処分方法はどうか、お尋ねします。

○土木建設課長

赤坂地区調整池の整備に至る経緯としましては、嘉麻市より、合併以前より当調整池下流の嘉麻市鴨生地区において浸水被害が発生していることから、平成 19 年 1 月 16 日、平成 21 年 11 月 13 日付で、飯塚市に対し浸水対策の要望書が提出されております。その後、「飯塚市防災（浸水）対策基本計画」に基づき、平成 24 年度に測量・設計業務委託を実施し、平成 25 年 3 月 11 日に鴨生地区浸水対策に係る協定書を嘉麻市と締結後、平成 25 年度に調整池敷の用地購入及び物件の補償を行い、平成 26 年度から調整池新設工事に着工いたしましたが、先ほど言われましたように当該施工箇所において、現場土壌に汚染物質が含まれていることが判明し、土壌調査を行う必要が生じたため、平成 26 年 12 月 1 日から平成 27 年 3 月

27日までの期間において工事中止を行い、結果として平成28年3月31日間まで工期の延長をしております。その後、土壌概況調査委託により、汚染土質が広範囲に分布しており、産業廃棄物処理に多額の費用を要することが判明し、平成28年2月5日に嘉麻市との事業中断との協議の結果、平成28年3月31日に工事の契約解除に至っております。

工事中止後、今後の対応について、市内部及び嘉麻市と協議を重ね、事業費が多額となることや、その後の嘉麻市の浸水対策事業の進捗を勘案し、現状で対応可能な規模で事業を実施することで嘉麻市と協議を進め、令和元年度に対策案の検討を行い、今回の計画のとおり調整池を整備することで、嘉麻市と同意が得られたことから、令和3年度に事業を再開し、令和4年5月31日に調整池が完成しております。また、調整池の工事にて発生した汚染土壌につきましては、公益社団法人福岡県産業資源循環協会へ委託し、最終処分場として安定型埋立て施設への適切な処分を行っております。これにより、先ほどの答弁でも申しましたように大雨時の調整池としての機能を発揮することはもとより、環境面につきましても安全性を確保し、事業が完了できたものと考えております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:59

再 開 13:00

○委員長

委員会を再開いたします。

次に、156ページ、住宅費、住宅管理費、住宅施設管理事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料ナンバー40、109ページですけれども、説明を求めます。

○住宅課長

資料109ページをお願いいたします。資料名は、空き家募集と入居状況の推移が分かるものとなっております。資料につきましては2段に分かれています。上段が管理戸数及び空き家状況、下段のほうは市営住宅募集状況となっております。上段、下段ともに過去5年間遡ってお示ししています。上段を御覧ください。先ほど申し上げましたように、こちらは管理戸数及び空き家の状況となっておりますが、令和4年度でご説明いたしますと、管理戸数は全体で4342戸、うち入居戸数は2896戸、その差1446戸が空き家となっております。この1446戸の空き家の内訳は、老朽化が著しく現在の入居者の退去をもって、団地全体の用途を廃止するため、公募を停止している政策空き家が559戸、補修予算の大小はございますが、補修を行うことでその後には公募にお出しできるものが789戸と70戸、計859戸、団地の一部の住宅となりますが、建物の傷みが激しく、補修が不可能な状態となり、公募を停止しているものは28戸となっております。

下段を御覧ください。こちらは市営住宅募集状況となっておりますが、年度の間で4回定期的を実施いたします定期公募と、年間を通じて随時公募を実施しています随時募集の結果を、年度ごとにお示ししています。この年度ごとの募集戸数、申込人数、入居戸数を集計したものが1番下のほうになるんですが、令和4年度、表の中の1番右側のほうになるんですが、こちらのほうでご説明いたしますと、令和4年度では、年度間で111戸の募集を行い、308人の方の応募をいただいております。その結果、62戸の入居が決定しております。

以上、簡単でございますが、それぞれ昨年度の実績を持って確認いただくことで、資料のご説明とさせていただきます。

○川上委員

募集可能が859、募集実績が83。部落解放同盟の了解を得なければ、市役所が空き家募

集できないところは条例上ないはずですが、まだ残っていますか。

○住宅課長

残しております。

○川上委員

部落解放同盟に加入しなければ、入れないところがまだありますか。

○住宅課長

加入しなければというか、私どもはそういった住宅については旧地域改善向け住宅というふうに位置づけておりますが、そちらの関係団体の推薦をいただく中で、入居を認めております。そちらの方々が会員にお入りになったのかどうかまでは、私ども確認はしておりません。

○委員長

次に、158ページ、住宅費、住宅建築費、相田公営住宅建替事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料ナンバー41、110ページから114ページの説明を求めます。

○住宅課長

資料のほうが110ページから114ページまでとなっております。資料名については、相田公営住宅建替事業の地盤調査の状況が分かるもので統一させていただいておりますが、それぞれページごとにご説明させていただきます。110ページでは、1棟目の建設にかかる事業用地の地盤調査のスケジュールをお示ししております。本調査については、当初令和4年度に実施予定としておりましたが、建物配置計画の調整に期間を要したため、令和5年度の実施となっております。なお、現在、調査は実施中なのですが、このたび変更にて調査を追加し、調査の履行期間は本年12月末までとしております。資料111ページから113ページまでは、令和元年度の相田公営住宅基本設計策定時の地質調査データとなります。基本設計策定時に参考とした地質データは、市が実際に実施した調査分2か所と、県から提供を受けた調査分2か所、計4か所分となっております。111ページにも調査データは記載しておりますが、次ページ以降、調査結果となる柱状図を拡大してご用意しております。調査結果から読み取れるのは、それぞれ地表より10メートルから14メートルの間で、支持地盤を確認することができます。資料114ページについては、平成20年度に建築された県営相田住宅団地の建屋の真下の地盤に石炭採掘跡が発見されまして、こちらの充填工事の平面図でございます。充填剤の注入範囲は、資料中の枠で囲んだ部分となっております。深度、深さのほうは地表より21メートル付近となっております。

以上、簡単ではございますが、追加資料の説明とさせていただきます。

○川上委員

石炭を掘った後の昔の坑道、古洞の真上に、第1棟目を建てようとしているために、福岡県と市の協議の中では、このままでは時間と経費が大幅に延びるというやりとりもしているようです。そこで、福岡県住宅計画課とはどういう協議をしてきたか、お尋ねします。

○住宅課長

県のほうとの協議の中で地盤調査、まず今年度、令和4年度に予定しておりました地盤調査を令和5年度に実施することとなり、その過程の中で私どもの予測し得なかった採掘跡が空洞として確かに確認されました。その旨は、すぐに県のほうに報告し、追加調査の実施、これについてもご相談をした次第でございます。

○川上委員

周辺住民の方が飯塚市長宛てに謝罪を求めているわけですがけれども、何を求めているんですか。

○住宅課長

ご説明に当たりまして、資料のほうも111ページ、もう一度、皆様、御覧ください。
111ページの下段のほうに、4か所のボーリングの柱状図がございます。こちらにそれぞれ番号が振ってございますが、その番号の中でですね、①と③、①と③の柱状図のほうには坑道、坑道跡が、これは推測なんですけど、坑道跡が記載されております。こちらの資料は、公園の存続を希望される住民の方々との協議の席でも、御覧いただくこととしたんですが、その際に坑道跡が上に延びていますので、その部分はどうしても市営住宅だけではなくて、近隣の戸建てのお家のほう、戸建てのお家のほうに坑道が、坑口道あるような、ちょっとそういう風評を生むようなおそれがあるということで、私どもがその協議の席で、一部資料のほうを伏せるような形、この①と③の坑道跡が記載された部分、こちらのほうを伏せた形で、私どものほうが資料として提供いたしました。この際に資料の隠蔽、改ざんと、その席でご指摘を受けて、謝罪のほうを求められたというのが事の次第でございます。

○川上委員

白で消したから改ざんと、黒で消さなかった理由があるんでしょう。それで、市長名で、文書で謝罪を求められているんですけども、いつ謝罪しますか。

○住宅課長

こちらについては、私どもが協議にお付きになった住民の方々へ、何らかの害をこうむらせるような悪意を持った資料の隠蔽、改ざん、そういうものを行ったものではありませんということで、ご説明は文書のほうにてお渡ししております。

○川上委員

副市長、いつ謝罪するんですか。

○市長職務代理者副市長

この内容につきましては、担当部局のほうからも私報告を受けておりますし、今質問委員からもご紹介をいただいていたところでございます。この資料を出した時点で、謝罪をいたしますというふうな話になっておったということで、私のほうで、内部のほうで、住民の方にその辺丁寧に説明するようにしているところではありますが、なかなかその後、住民の方との接触ができていないという状況でございます。今後もその辺は、住民の方々のわだかまりといたしますか、そういったものが解消できるように対応するようにしていきたいと考えております。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○守光委員

154ページ、公園費、公園施設管理事業費、その中の各種草刈等委託料3796万7146円について、2点ほどちょっとお伺いさせていただきます。まず1点が、これは飯塚市が管理をされている公園だけなのか、それとも例えば開発公園とかも含むのか、まずはお尋ねいたします。

○都市計画課長

管理している公園の数につきましては、全部で64か所管理をしております。その中で、開発遊園については11か所を管理しております。そのほかについては、都市公園、その他遊園を含めまして飯塚市のほうで管理している公園ということになります。

○守光委員

この3700万円の草刈りを行っているところというのは、飯塚市の管理しているところだけではなくて、それ以外も含むということでよかったですか。

○都市計画課長

一部開発遊園を含めますので、飯塚市が管理しているところと、それも含むという形になります。

○守光委員

最後に、委託されている草刈りに関しては、年に何回ほど実施をされているのか、お尋ねします。

○都市計画課長

年間に2回委託をしております。

○守光委員

あと最後に要望なんですけども、市が管理している公園に関しましても、今、長寿命化計画の中で、様々整理はされていると思うんですけども、何箇所か私がよく相談を受ける中で、公園なんですけども、現在、使われてなくて、今年1回草刈りはしていただいたところなんですけども、使われてないけども草がいっぱい生えてくる。また、そこは歩道にも面しているんですけども、そこまではみ出しているという状態もありますので、やはり草刈りをすればお金も使えますし、使っていれば、ちゃんと公園として機能を果たしていて、地域住民の方に利用されてればいいんですけども、そこはロープをして、現在使われてないような状態の中で、ただやはり近隣の方には、迷惑をかけているというところも多々ありますので、今後はしっかりそこら辺あたりも調査していただいて、せつかくこれだけのお金を使われていますので、しっかりやっていただきたいということを要望して終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○守光委員

続けてすみません。156ページの住宅施設管理事業費、ここも各所草刈等委託料に4500万円ほど上がっているんですけども、これは多分市営住宅の敷地内の草刈り等だと思うんですけども、この中に例えば空き家とか、その庭とかを全部草刈りがされると思うんですけども、これは住んでらっしゃる方のところは、個人がされるということの理解でよろしいでしょうか。

○住宅課長

質問委員のおっしゃるとおりで、空き家については、私どもこちら各所草刈等委託料の中で計画的に草刈りを行っておりますが、現在、入居されてある方の建物の庭先については、それぞれの入居者の方々にお願いすることとしております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

ないようですので、第5款、労働費から第8款、土木費までの質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 13:16

再 開 13:18

委員会を再開いたします。

次に、第9款、消防費から、第13款、予備費について、158ページから191ページまでの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています、163ページ、教育総務費、事務局費、就学時健康診断医師謝礼金について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

就学時健康診断は、いつ、どのような形で行われているのか、教えてください。

○教育総務課長

就学時健康診断は、学校保健安全法第11条に基づき、市の教育委員会が翌年度小学校に就学する者の健康診断を行わなければならないこととされております。このことから、毎年10月から11月にわたり、小学校ごとに分けて全9回で実施をいたしております。検査内容

につきましては、内科、耳鼻科、眼科、歯科の4項目となっております。

○金子委員

就学時健康診断を受診する際、配慮の必要な子の対応はどうされておりますか。

○教育総務課長

受診対象となっている子には、集団が苦手な子もいらっしゃいます。保護者よりご連絡をいただければ、受診時間を変更し、受診者を会場に案内する前に受診していただくとか、最後の受診者が退場した後に受診していただくような対応を図っております。

○金子委員

対応されているようですが、保護者がそのことを知らずに配慮の必要な子が受診される場合、大変苦勞をしたという話を聞きました。どのように案内されているのか、教えてください。

○教育総務課長

就学時健康診断の通知書を保護者あてに送付する際、日程表を同封いたしております。注意事項としまして、受診に関して特別な配慮を希望する場合は、申出てもらうことの記載を表の下段に記載しております。今年度は、既に通知文書の発送を終えておりますけれども、次の改善点として保護者の方がより目を引くように、周知の内容や方法等について、改善を図ってまいりたいと思います。

○金子委員

飯塚市では発達相談の様々な相談があると思います。そこと連携してやっていただくようお願いいたします。

○委員長

次に、164ページ、教育総務費、人権教育費、人権啓発推進事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料ナンバー42、115ページから126ページまでの説明をお願いします。

○人権・同和政策課長

提出した資料の115ページをお願いいたします。まず、115ページにつきましては提出した資料の目次となっております。まず、人権啓発事業の受託者である人権ネットいづかについてですが、116ページからになりますので、まず、116ページをお願いいたします。こちらから120ページに定款を載せております。121ページから124ページに事業報告書、活動計算書、貸借対照表、計算書類の注記、財産目録、理事・監事名簿、推進員及び担当を添付しております。125ページから、委託料の3年間の推移、人権研修等の実施状況等の3年分となっております。

○川上委員

委託料の累計は、幾らですか。

○人権・同和政策課長

累計ということで、合併後から平成4年の決算までの累計金額を申し上げます。約6億7500万円となっております。

○川上委員

業者決定については入札をしたことがありますか。

○人権・同和政策課長

入札は行ったことはございません。

○川上委員

随意契約ということでしょうけど、その理由をお尋ねします。

○人権・同和政策課長

おっしゃるとおり随意契約で全て行っております。その理由としましては、特定非営利活動

法人人権ネットいづかにつきましては、部落解放人権確立を目指し、長年、人権問題啓発に携わってきた方によって構成される非営利の団体であり、人権問題を熟知しているとともに、啓発のための専門的な知識、技能を有しており、事業に専念できる体制が整っている団体であります。市が行うべき人権啓発を継続的かつ多岐にわたって専門的に実施できる団体が当該団体以外にないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号により随意契約とするものとしております。ちなみに第2号ですが、その性質または目的が競争入札に適しない契約とするときとなっております。を用いて随意契約を行っております。

○川上委員

随意契約の方針は、今後もずっと変わらないわけですね。

○人権・同和政策課長

先ほど答弁いたしました体制が整っている団体が出てきた場合につきましては、入札というか、プロポーザルも含め多岐にわたって考える必要があるとは考えております。

○川上委員

募集をかけたことがあるんですか。

○人権・同和政策課長

これまでかけたことはございません。

○川上委員

定款を説明してください。

○人権・同和政策課長

提出している定款につきましては、こちらNPO法人が県のほうに報告した資料、いわゆるホームページで公開されてるものを提出しております。まず、名称の第1条から始まりまして、最後が120ページになっております。細則の56条までの構成となっております。その中には目的等、それから役割、役員とか、会員の資格喪失、いろんなものがございます。最後に附則の中で、理事から幹事までの名簿が載っている状態になっております。

○川上委員

120ページに第56条細則があって、その下に附則あるでしょう。理事長の松本建一さんというのは旧飯塚解放同盟飯塚市協の委員長だった方ですか。

○人権・同和政策課長

理事長の過去の経緯につきましては、私、確認したことはございません。

○川上委員

副理事長の安永勝利さんは現在の部落解放同盟飯塚市協の書記長ですね。

○人権・同和政策課長

こちらに記載してある恐らく同一名になっておりますので、多分そうだと思いますが、今回うちが資料要求に基づいて提出した名簿には、この方は載っておりません。

○川上委員

124ページに現在の理事、監事の名簿があるわけですね。和多真太郎さんというのは副理事長、この方は飯塚市の職員をしたことがありますか。

○人権・同和政策課長

この方につきましては、嘱託職員として働いていらっしやった期間はあります。

○川上委員

監事の役割を教えてください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:28

再 開 13:28

委員会を再開いたします。

○人権・同和政策課長

定款の中の第15条にあります職務、この中に監事の役割、次に掲げる職務を行うということで、5項ですね、第1号として、理事の業務執行の状況を監査すること。2号、この法人の財産の状況を監査すること。3号、前2号の規定による監査の結果、この法人業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。第4号、前後の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。第5号、理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。以上になっております。

○川上委員

絶大な権限があるわけですね。この監事に菅成微さんがなっていますが、この方は市の元都市建設部長ですか。

○人権・同和政策課長

姓名につきましては、同一の方というか、同じ読み方をする方はいらっしゃいました。（発言する者あり）

○委員長

川上委員、手を挙げて発言してください。

○人権・同和政策課長

失礼しました。同一人物かどうかは、私は確認しておりません。

○川上委員

この方は現在、会計年度任用職員じゃないんですか。

○人権・同和政策課長

同じ名前の方はいらっしゃいます。

○川上委員

副市長、累積で6億円を超えるような随契でやっているところの役員が、どういう人物かも答えない。それで聞かれたら、同一の名前の方がいますとか、税金投入しているんですよ。ちゃんと答弁してくださいよ。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:31

再 開 13:32

委員会を再開いたします。

○人権・同和政策課長

大変失礼いたしました。私の認識不足により答弁が、ちょっと方向が違っておりました。同一人物でございます。

○委員長

次に、166、170ページ、小学校費、学校管理費、中学校費、学校管理費、光熱水費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

小中学校の光熱水費の過去5年間の推移について資料要求しております。説明をお願いいたします。

○教育総務課長

提出資料に基づきご説明いたします。資料127ページをお願いいたします。資料は、小中学校の光熱水費の推移（5年間）について、電気、水道、都市ガスについての金額と使用料を記載しております。

まず、小中学校の光熱水費の推移で、合計欄を確認いただきたいのですが、令和4年度の金額は大幅に増加いたしております。特出するのは、電気料金の増額であります。電気料金につきましては、毎年1年の契約期間で電力の自由化に伴う小売電気事業者との供給契約を結んでおりますが、令和4年度は、小売電気事業者のいずれとも電気の供給契約が成立しなかったために、最終保障供給に基づき、基幹の九州電力から電気の供給を受けたため、令和3年度の使用料に比べ、電気料金は大きく増額となっております。また、令和元年度から令和4年度はコロナ禍にあり、その影響があったものと考えております。学校運営では、文部科学省の衛生管理マニュアルに基づき、新型コロナウイルス感染症拡大を予防するため、教室内の換気対策は、窓を開けた状態での空調設備の使用等が行われたことや、1人1台タブレットの普及などは、電気使用量を増大させている一つの要因であると考えております。

次に、水道につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、水道を大量消費するプール事業の全面中止はございましたけども、逆に、感染防止・予防のため、児童生徒が手洗い等を徹底したことは、水道使用量増加の要因として考えております。その他、都市ガスについては、片島小学校と飯塚小学校が、家庭科授業で使用したものでございます。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○金子委員

電気使用量が大変大きくなっているのに驚いております。市内小中学校の一部には太陽光発電が設置されていると思いますが、この供給の状況について説明をお願いいたします。

○教育総務課長

市内小中学校25校のうち、太陽光発電を設置している学校は19校ございます。平成22年から平成25年にかけては、既存校に設置し、小中一貫校4校については、建設時から設置をいたしております。太陽光システムの内訳でございますけども、太陽光発電で発電した電気を全て売電することができる全量売電の学校が9校、太陽光発電システムで得た電力を使用し、余った電力を電力会社へ余剰売電する学校が3校、売電した全ての電気を自家消費する全量自家消費型の学校が7校ございます。なお、余剰電力の売電データ歳入は、小・中学校の学校管理費に充当いたしております。

○金子委員

令和4年度に、電力売電で得た収入は、歳入は幾らになりますか。

○教育総務課長

令和4年度、学校施設の余剰電力売電量につきましては、421万7790円となっております。

○金子委員

太陽エネルギーを電気に変換する太陽光発電システムは、再生可能エネルギーとして環境負荷軽減や、経済的なメリットもあると考えております。学校において、太陽光発電システムを初めとする省エネ、いわゆるエコを考える教育の取組は行われているのでしょうか。

○学校教育課長

省エネ、それからエコの取組などの環境に関する学びにつきましては、小中学校の教育課程内に位置づけられております。小学校では、4年生と5年生の社会科、6年生の理科、それから家庭科において節電、節水や環境を守る取組、生活と環境のかかわりなどを学んでおります。中学校では、社会、理科、公民、保健体育、技術・家庭科におきまして、資源やエネルギーの有効活用、再生可能エネルギー、環境やエネルギーに関する課題や、限りある資源と環境への配慮について学んでおります。

○金子委員

埼玉県の芝川小学校というところでは、子どもたち自身が手がける断熱改修に取り組んでいました。本市は学校施設長寿命化計画に基づき、校舎や体育館等の大規模改修が行われている

と思いますけれども、効率的なエネルギー対策が講じられるように、施設の断熱化を初め、省エネ対策、それから、子どもたちの教育など全てにおいて、いろんなエコ対策をよろしく願いたいと思います。

○委員長

次に、167ページ、小学校費、学校管理費、171ページ、中学校費、学校管理費スクールバス運行委託料について、田中裕二委員の質疑を許します。

○田中裕二委員

167ページ、小学校費、学校管理費、171ページ、中学校費、学校管理費、スクールバス運行委託料についてお尋ねをいたします。スクールバスについて、運行状況及び事業者の選定方法はどのようにされているのか、お尋ねをいたします。

○教育総務課長

スクールバスは、市内6地区7路線の運行を行っており、指名競争入札で事業者の選定を行っております。

○田中裕二委員

指名競争入札で選定されているということでございますが、それでは運賃設定や運行管理における安全性の確保、どのようにされているのか、お尋ねをいたします。

○教育総務課長

スクールバスは一般路線バスとは違い、特定の児童生徒が利用しているため運行経路や駐車場所、運行時刻等は、発注者である市が決定しております。その運行条件で安全に運行を行ってもらうため、安全対策の要件を提示した上で、安全コストが適切に反映された、貸切バスの料金制度、一般貸切旅客自動車運送事業の運賃の積算方法に基づき運賃設定をいたしております。

また、コスト面のほか運行管理における安全性の確保につきましては、1例ではございますけれども、受注者との委託契約を行うに当たり、受注者には就業規則及び道路運送法第43条の3第1号に基づく適正化事業に係る巡回指導通知書及び改善結果報告書の写しを提出させ、運行管理における安全性の確保に対する事業者の取組について確認し、安全性に係る取組強化を図っております。

○田中裕二委員

1点確認させていただきます。運賃設定の件でございますが、ただいまの答弁では、安全コストが適切に反映された貸切バスの料金制度、一般貸切旅客自動車運送事業の運賃の積算方法に基づき運賃設定をしておりますというご答弁がございました。以前、もう随分前ですけど、一般質問だったか、予算、決算だったか忘れちゃったけど、そのときにお聞きしたときに、確かにスクールバスの運賃設定は、貸切バスと同一の運賃設定にするようにと、これは国が定めておりますが、飯塚市内にはスクールバスと一般の乗客が混乗している路線があって、その路線の運賃は、貸切バスの運賃設定によらなくてもよいという規定がありますので、この路線の貸切バスについては、貸切バス運賃は設定しておりませんと、このようなご答弁があったかと思えます。言っている意味分かりますかね。恐らく今も混乗されているスクールバスがあると思いますけれども、その路線についても貸切バスの運賃積算方法で運賃を設定されているのか、お尋ねをいたします。

○教育総務課長

委員がおっしゃられましたとおり、従前は貸切バスの積算方法を用いず、積算をいたしておりましたが、現在は7路線の事業選定、いずれも一般貸切旅客自動車運送事業の運賃の積算方法にて積算をいたしております。

○田中裕二委員

貸切バス事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取組の促進を図り、より安全な貸切バ

サービスの提供に寄与することを目的とした貸切バス事業者安全性評価認定制度というものがございます。星1つから始まって星3つと、最高が星3つとありますが、この認定を受けましたら、認定されたバス会社は、取組状況が優良なバス会社であることが一目で分かるようにセーフティーバスマークを表示することができるとこのようにされております。このマークが貼ってあるバスは、安全に運行してくださる業者だなということが一目で分かるという、こういうマークでございますが、現在、この制度の認定を受けている市内業者は何社あるのか、星1つから結構でございますので、受けてらっしゃる事業者は何社なのか、お尋ねいたします。

○教育総務課長

現在、旅客運送事業者として登録されている市内指名業者8社のうち4社が、貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定を受けておられます。

○田中裕二委員

以前一般質問で取上げたときにはたしか、2社だったと思いますが、今2つ増えて、4社ということでございますが、私はスクールバスの安全性確保のためには、この貸切バス事業者安全性評価認定制度は、大変有効なものだと思っております。したがって事業者を選定するに当たり、この制度の取得を要件とするべきではなかろうかと思っておりますが、どのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

○教育総務課長

教育委員会としましては、貸切バス事業者安全性評価認定制度による認定事業者の利用促進につきましては、関係機関に対し周知を図っており、市内事業者においても、少しずつではございますが、増加している状況ではあります。現状ではありますけれども、現状では事業者を限定することにつながることもあり、このことを入札の要件とすることは難しいと考えております。また、福岡県下でスクールバスを運行いたしております5市町に照会もいたしました。同様に事業者が限られるなどの理由から、認定事業者を要件としている自治体は、今のところございませんでした。

ただし、委員が言われますとおり、この制度は事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取組の促進にも寄与するものでありますので、教育委員会といたしましても、同制度の普及促進に向けた取組を積極的に支援し、引き続き事業者に対し認定事業制度のご案内、周知について働きかけていきたいと考えております。

○田中裕二委員

今課長がおっしゃいましたとおり8社中4社しかまだ取っていないので、今すぐこれを業者選定の基準にするというのは難しいということは重々理解しております。しかし、こういった安全性を確保する上でも、この認定制度を受けていただきたい。このことを推進していただきたいと思っております。星1つだったらそんなに難しくはないというふうに聞いております。これが2つ、3つになったら非常に大変だと。しかし星1つならすぐにでもという言い方はどうか分かりませんが、獲得はできると思っておりますので、ぜひとも推進していただいて、8社中8社がこの制度の認定を受けるというふうな推進をしていただきますように要望いたしまして、質問を終わります。

○委員長

次に、175ページ、社会教育費、社会教育総務費、会計年度任用職員関連について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

地域活動指導員に関することですが、資料ナンバー17、資料ナンバー45、説明をしてください。

○生涯学習課長

まず地域活動指導員の採用基準と配置状況推移でございますけれども、こちらにつきまして、

まず地域活動指導員の採用基準でございますが、福岡県の地域活動指導員設置要綱を踏まえ、意欲を有する人材を採用することを目的に、質問、聞き取りなどの面談を行い、総合的に判断して採用しておるものでございます。

次に、地域活動指導員の配置状況推移の表についてでございますけれども、平成25年度から令和4年度までに各年度12名ずつを配置しております。その配置場所ですが、現在の名称で申し上げますと、穂波交流センターが3名、筑穂交流センターが2名、庄内交流センターが2名、穎田交流センターが2名、立岩人権啓発センターにつきましては、生涯学習課所属が2名、人権・同和政策課所属が1名となっております。また、1番下段の各センターにおける担当業務で申し上げますと、主に子どもたちの生きる力を育むための活動に関する企画、立案及び指導に携わる者が4名、主に人権教育啓発活動に関する企画、立案及び指導に携わる者が8名という状況になっております。

○川上委員

解放子ども会の支援に入っている方々は何人ですか。

○生涯学習課長

解放子ども会といたしますか、人権教育等の啓発を担当する地域活動指導員といたしましては、全12名中の8名でございます。

○川上委員

そのうち1名は市長部局ということですか。

○生涯学習課長

そのとおりでございます。

○川上委員

これらの方々の採用に当たって、部落解放同盟からの推薦を拒否したことがありますか。

○生涯学習課長

これら地域活動指導員の採用につきましては、会計年度任用職員でございますので、部落解放同盟等からの、特に拒否といたしますか、紹介とか、こちらから求めるようなことは今までも含めて行っておりません。

○川上委員

推薦があった場合は、どう対応していますか。

○生涯学習課長

仮に部落解放同盟等の推薦があったといたしましても、私どもはまず会計年度任用職員ということで、登録職員の中から選ぶという形をしておりますので、その推薦があることによって、募集の運営に影響があるものではないというふうに判断しております。

○川上委員

現実には部落同盟の幹部、それからNPO人権ネットのメンバー、それから地域活動指導員、歴年で見たら分かるじゃないですか。同一人物が異動しているじゃないですか。そういう現実があるんだけど、解放同盟等からの推薦はないとおっしゃるわけですか。

○生涯学習課長

答弁がちょっと繰り返しになるかもしれませんが、私どものほうとしては、先方からの紹介とか推薦、またこちらのほうから求めることは行ってないというところでございます。

○川上委員

こちらから求めていると言っていないでしょう。むこうから来た場合、どうするかということを知っているわけですよ。

○生涯学習課長

失礼いたしました。先方からの紹介、推薦があったとしましても、それに応じて採用しているわけではございませんので、そういうところになっております。

○川上委員

話は一遍は聞いてあげているということですか。

○生涯学習課長

具体的にそういうことが、事例があったかどうかというのがありますけども、実際、紹介等があったとしても、ちょっと同じような答弁になりますけれども、私どもで実際に選んだ職員で採用しておりますので、そういったことが今まであったかどうかも含めてないということで認識しております。

○川上委員

教育長、推薦行為は駄目ですというふうに言っただけませんか。

○教育部長

ただいま委員のほうからいただいているご質問につきましては、昨年の9月、福祉文教委員会で、たしか所管事務調査としていただいた内容だったというふうに記憶しております。その際にも委員のほうから、推薦とか、そういったお話があったときに聞くのかというふうなことで、委員のほうからご質問がございました。そのときの答弁といたしましては、そういったお話が仮にあったとしても、市のほうとしましては、こちらのほうにあります地域活動指導員の採用基準、こちらのほうに基づいて判断のほうをいたしますというふうに答弁のほうを差し上げて、現状でもそのとおりでございます。

○川上委員

市長と市議会議員は、職員の異動・採用に当たって口を利いてはならないということになるとるわけですよ。ところが部落解放同盟は堂々とそれを行い、そしてあなた方は聞かないというふうには言わない。このことを確認しておきます。

○委員長

次に、183ページ、社会教育費、社会教育施設費、生活体験学校管理運営事業費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

庄内生活体験学校についてお尋ねいたします。庄内生活体験学校は、子どもたちが様々な体験ができる全国的に類を見ないすばらしい施設だというふうによく聞いております。その設立経緯や目的及び内容についてお尋ねいたします。

○生涯学習課長

生活体験学校で実施しておりますまず通学合宿は、昭和54年に旧庄内町の子ども会指導者が地域のボランティアに呼びかけ、手づくりのキャンプ場をつくり、昭和58年に子どもたちがキャンプをしながら学校に通うという通学キャンプを実施したのが基礎となっております。その後、年に1、2回しかできませんでした通学合宿を1年通して実施するために、行政、議会、各種団体等の理解を得て、平成元年に生活体験学校建設の運びとなったものでございます。生活体験学校は、飯塚市における青少年体験活動や学社連携事業の中心施設として、生活体験を中心にし、集団で体験することを通して、子どもの自立を図り、生きる力を体得させることを目的として設置された社会教育施設でございます。

次に、事業内容についてでございますが、先ほど申し上げました通学合宿のほか、小学校2年生以上を対象として、基本的な生活技術の体得、農業体験、自然循環体験等を目的とした1泊2日の生活体験合宿や、通学合宿の代替事業として令和2年度より開始いたしました日帰り事業の生活塾を実施しております。その他、就学前児童の体験事業や、親子で参加が可能な農業体験事業等を実施しております。

○金子委員

令和4年度の事業実績について資料要求しておりますので、それを見ながら説明をお願いいたします。

○生涯学習課長

今回提出しております令和4年度生活体験学校の利用実績に基づきまして説明させていただきます。令和4年度の各種事業の利用実績につきましては、1年生のための生活塾が開催回数が3回、延べ参加数が44人、生活塾は開催回数23回、参加数279人、令和2年度及び令和3年度はコロナ禍のために中止しておりました生活体験合宿は開催回数8回、参加数84人、その他体験事業等の合計で開催回数68回、参加数1467人となっております。なお、先ほどから申しております通学合宿、こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度から昨年4年度まで中止しておりましたが、本年度、令和5年度より再開する運びとなっております、年3回の事業実施を予定しているところでございます。

○金子委員

それでは、利用状況から見た課題として、どういうことがあるのか、教えてください。

○生涯学習課長

新型コロナウイルス感染症の影響により、過去3年間にわたり中止しておりました通学合宿を再開するなど、市民生活とともに、コロナ禍前の状態には戻りつつありますが、集団生活における感染リスクが完全に払拭されてはおりません。このような状況でありますので、利用実績やコロナ禍前の状況に戻るまでに、まだ時間がかかるものと考えております。しかしながら、生活体験合宿等の各種事業を通して、異年齢で協力してやり遂げることや、コミュニケーション能力の醸成を図ることができるとともに、集団体験を通じて子どもが自立的に行動する意欲を育成することにつながる本施設は、地域の子どもたちだけではなく、それを見守る保護者の方々にとっても非常に重要な存在でありますので、建物の老朽化しつつある本施設が適正に利用できるように、維持管理にも注力しながら、今後も利用促進を図ってまいりたいと考えております。

○金子委員

この通学合宿に関しては、庄内小学校のみの小学4年生から6年生までに実施されていると思います。本当にいい内容だと思うんですけども、全市にできれば広げていただくようなことができないのかなというふうなことを思います。全く知らない方がちょっと多いかなと思うのでお願いいたします。本市は本当に子どもの支援、特に就学前のことについては子育て支援センターが大変充実していると思いますが、小学校に入った途端に、子どもが行ける場所が少なくなってしまうので、小学生を含めた子どもたちがこのような体験ができる施設が本当にあったらいいなと思いますので、たくさんの人に知ってもらい、利用ができるようによろしくお願いいたします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:02

再 開 14:15

委員会を再開いたします。

次に、186ページ、保健体育費、保健体育施設整備費、筑穂多目的グラウンド整備工事について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料ナンバー47、説明をお願いします。

○スポーツ振興課長

資料の131ページをお願いいたします。筑穂多目的グラウンド北側は水はけが悪く、雨天後は利用ができるまでに日数を要する状態であったため、暗渠排水を更新し、グラウンド機能向上を図ることを目的に実施をいたしました。工期といたしましては、令和4年12月27日から令和5年3月13日までとなっております。今回の工事での暗渠排水管としての総延長は

740. 5メートルを設置いたしております。

○川上委員

かなりお金も投入したんですけれども、利用されている方々からは評判が悪いんですが、市役所としては効果についてどう考えていますか。

○スポーツ振興課長

この筑穂多目的グラウンド北側は、以前から水はけが悪く、ちょっとした雨でも利用ができないという状態が続いておりました。そのため今回、暗渠排水を更新いたしました。そのかいあって、水はけは非常によくなっております。ただし今委員がご指摘のあった評判云々については工事後、しばらくの間は暗渠排水を入れたところ、要は土を掘ったところでございますけれども、そこがちょっとほかの場所に比べて緩くなっているということがあって、ソフトボール等々で利用する場合にバウンドが変わったりとか、足をとられたりとかという声をいただきました。ただし、そのあとを今年が経過をいたしました。その中で、十分地面は締りを見せておりますので、そういった声は、最近ではなくなったというふうに理解しております。

○川上委員

抜本改善は必要ないという趣旨ですか。

○スポーツ振興課長

筑穂多目的グラウンドの抜本改善というのがどの範囲までかということにもなりますけれども、今回目的とした水はけというところについては、十分目的を達したと思っております。その後、暗渠排水を入れた箇所との緩みというか、砂を載せて転圧をいたしましたけれども、ほかの場所と固まりぐあいとちょっと違うという箇所については、当初はそういう問題がありましたけれども、今は改善がなされているという認識でございます。

○川上委員

利用者から改善を求める声があれば、対応するというものでいいですか。

○スポーツ振興課長

その緩みの箇所については今改善を図られていると思っております。そもそも目的でございました水はけ等々の問題について、再度要望があれば、そこはお受けをいたします。

○委員長

次に、186ページ、保健体育費、保健体育施設整備費、体育館建設事業の総括について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料ナンバー48、説明を求めます。

○スポーツ振興課長

資料の133ページでございます。総合体育館建設事業は、平成30年度から令和4年度までの5年間に要し、総事業費といたしましては資料の左側に記載をいたしておりますが、55億219万1141円となっております。令和4年度は、建築確認検査手数料等の役務費が104万9750円、工事監理委託料が5108万7300円、工事費、これが28億9606万900円、その他備品購入費など2億8339万6987円、合計で32億3159万4937円となっております。

○川上委員

莫大なお金を投入しての事業だったんですけれども、浦田側で線路との関係で、ガード下が冠水するとかいうようなことで、大規模災害が起きたときには、一方側しか避難ができにくいというような問題もありますが、最大の問題は、移動式観覧席入札官製談合等疑惑において、飯塚市が内部調査を行うと。そして私は結果を公表すべきだと言ったんだけど、内部調査したのか、してないのか分からないという状況なんですか。今はどうなっているんですか。

○市民協働部長

委員ご質問の内部調査の件でございますが、一般質問でもご答弁させていただきました。体育館建設工事におきましての事務等につきましては適正に執行されているという認識でございますので、そういう形で考えております。（発言する者あり）

○委員長

川上委員、手を挙げてから質疑してください。（発言する者あり）

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14：22

再 開 14：27

委員会を再開いたします。

○総務部長

質問者が言われます調査につきましては、従前から言われております職員倫理上と申しますか、の件に対する全職員に対する個別の調査ということをやらないのかということにつきましては、以前にもお答えをいたしました。令和4年10月4日並びに令和5年4月14日付で飯塚市職員倫理条例同施行規則にて規定しております。職員の倫理行動基準、管理監督者の役割等について、改めて全庁へ周知を行っております。また同日、総務部長名で、所属長に対しまして、飯塚市職員倫理条例に定める管理監督者の責務及び役割についてを発出いたしまして、所属職員の行動に対しましては、適切に指導並びに監督を行うとともに、不正な働きかけがあった旨等の報告につきましては、所属職員から受けた場合には、当該職員に適切な助言を行い、速やかに上司等に報告するよう通知したところでございます。

令和4年10月4日の通知後、1名から申出がありまして聞き取り調査を行い、これにつきましては報告いたしましたとおり、戒告処分といたしましたところでございます。

○川上委員

百条調査特別委員会で久世職務代理者が答弁し、そして3月議会、本会議場で確認したことは違うことをおっしゃっているわけですね。承知の上で言っているでしょう。

○総務部長

ただいま申しましたのは、前置きで申しましたとおり、職員の職員倫理条例に伴っての調査の件をお答えいたしました。議員が言われておりますのは、この事業全体の総括としての調査ということを言われているんだと思いますので、これにつきましては、先ほど担当部長のほうに事業の全体としての完了については、適正に執行されておるということで答弁したものといたうふうに理解をいたしております。

○川上委員

副市長ね、あなたが答弁した内部調査はしたのですか、してないのですか。

○市長職務代理者副市長

今回、百条委員会や一般質問等で議員のほうからご指摘を受けたところでございます。当然、最重要課題としてはいわゆる談合、あつてはならん声があったのではないかとということがご質問の1番の趣旨だったと私は理解いたしましたので、今、総務部長が答弁いたしましたように全職員に呼びかけて、不当な働きかけ等があれば必ず申し出るようにと。そしてまたこういうことが絶対あつてはならないようにということでやっております。実施はさせております。最初の呼びかけのときに職員1人が、自分が実はこういうことがあつたということで懲戒処分を行いました。私はこれでよかろうかと考えたんですね。今年の4月にも再度、全庁に呼びかけて、何か不当な働きかけ、例えば誘導されたかとか、呼びかけだとか、あるいは自分が加担したとか申し上げるようにということで、全職員に呼びかけましたけど、誰1人そういう該当者はいませんでしたし、それで私は調査に当たったのではないかと思うんですが、先ほど言いましたように今回の体育館の全ての事務の流れについての1から全部の調査というのは、私も適

正に行われたものと考えておりますので、改めての調査は考えておりません。

○川上委員

それはおかしい。数か年にわたる、時期時期において、この官製談合等の準備が行われた形跡があるじゃないですか。それはそれで指摘するんだけど、同時に今答弁があった範囲のことについてはまとめている文書がありますか。散乱している文書でもいいけど、文書があるんですか。今答弁した根拠となるものが。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:32

再 開 14:34

委員会を再開いたします。

○スポーツ振興課長

今回、体育館整備の中での一連の作業であったり、時系列の資料というのはございます。

○川上委員

一連のというのは、副市長が内部調査をするといったことに関わるものがあるという答弁ですか。

○スポーツ振興課長

今お答えした分については、私どもがこれまで行ってきた事務、協議、それを整理したものでございます。

○川上委員

その中にあなたは坂平末雄市議と酒を飲んだ話とかも書いてあるわけですか。

○スポーツ振興課長

その分については体育館整備とは無関係でございますので、当然その中には記載はありません。

○川上委員

副市長ね、そのことを問うているじゃないですか、最初から。百条調査委員会で聞いて、百条調査委員会で答弁したことなんで、それ以外のことじゃないでしょう。はっきりしてくださいよ。

○市長職務代理者副市長

飲食をしたことが、もちろんイコール官製談合に私はつながらないと思っておりますし、本人たちもその旨は当然なかったということを言っておりますので、それ以上はもう確認のしようがないと私は考えます。

○川上委員

だから、それを調査した記録があるのかということ、さっきから聞いているんですよ。調査したと言っているじゃないですか、記録があるのかと。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:37

再 開 14:37

委員会を再開いたします。

○スポーツ振興課長

委員のご指摘の資料については、資料はございません。当時、それぞれ上司へ、市長を含めて、上司のほうからこういうことの報告はいたしておりますが、そのときの記録というものはございません。

○委員長

次に、187ページ、保健体育費、学校給食費、業務委託の状況について、金子委員の質疑を許します。

なお、金子委員につきましては、質疑時間が間もなく1分を切りますので、よろしくお願いたします。

○金子委員

本市では、筑穂地区を省く小中学校の給食調理を民間委託しておりますけども、本市の委託業者はどのような状況になるのか、教えてください。

○学校給食課長

学校給食調理業務の民間委託につきましては、業務の委託に当たり、市の役務有資格者名簿に登録をされております事業者であることを条件としております。また、委託業者の選考に当たり、書類による一次審査、それから学校給食調理業務の実施体制などの二次審査を行い、受託業者を決定しております。なお、給食調理業務の委託の仕様書の中で、学校給食の安定供給を確保するために、公益社団法人日本給食サービス協会の学校給食業務代行保証の加入を条件といたしております。

○金子委員

原油価格の高騰により光熱水費もかなり高くなっておりますが、給食調理の運営はどのような状況でしょうか。

○学校給食課長

学校給食の調理や食器等洗浄に伴います光熱水費及び燃料費は、市が負担をしております。学校給食事業費においても、電力、ガス等の価格高騰の影響を受けておりました、令和4年度は、光熱水費及び燃料費を増額する補正予算により対応したところでございます。

○金子委員

では、物価高騰で食品価格も上がっていますが、給食の運営はどのような状況か、教えてください。

○学校給食課長

本市では、学校給食食材の約7割を福岡県学校給食会より納入をしております。安定的な供給ができておりますが、基本物資でありますお米、パン及び牛乳の中で、お米の価格は下がっておりますが、パン及び牛乳の価格は、毎年度上昇している状況でございます。また、使用頻度が高い野菜、じゃがいも、たまねぎ、にんじんなどは、毎年度、価格の変動もございまして、全体的には価格は上昇している状況でございます。令和5年度におきましても、これは価格の食材価格は上がり続けている状況でありますので、食材価格の動向を見ながら、物資の購入については適正に判断していきたいと思っております。

○金子委員

地元の生産者がつくった野菜を学校給食に取り入れているという話も聞きますけども、本市の地産地消の取組をお知らせください。

○学校給食課長

学校給食は、月に1回から2回、飯塚の台所といたしまして、飯塚産の食材を市内全ての学校に取り入れております。また、JA福岡嘉穂からの支援によりまして、無償で提供いただいている食材もございます。おいしい飯塚いただきますの事業といたしまして、地産地消及び食育推進の観点から、市内小・中学校4校、大分小学校、上穂波小学校、若菜小学校、片島小学校の5年生を対象に、農業体験学習を実施しております。児童が作りましたお米のほか、JA福岡より地元農産物の無償提供を受けまして、おいしくて安全安心な地場産食材を使った給食を全校生徒へ提供しております。

○金子委員

先日、新聞報道で食堂運営会社が供給する学校の食事の提供ができなくなり、急遽生徒に弁

当を持参をしてもらうようなことがありました。委託事業者が十分な給食を提供できるよう、契約の内容についても検討をよろしくお願いいたします。

○委員長

金子委員、質問時間が終了しましたので、よろしくお願いいたします。

続きまして、187ページ、保健体育費、学校給食費、学校給食事業費、学校給食費について、田中裕二委員の質問を許します。

○田中裕二委員

187ページ、保健体育費、学校給食費、学校給食費について質問をさせていただきます。今、金子委員の質問と重複する点もございますが、よろしくお願いいたします。今、金子委員も最後に触れられましたけれども、新聞報道等でご承知と思いますが、広島市に本社を置く食堂運営会社が、食事を供給する施設の約半数への提供を停止しているという事案が発生しております。学校給食の安定供給という点で、心配をしておりますが、本市におきましても一部の学校で給食調理業務を民間に委託しているものもございますけれども、このような事態に陥ったときに、安定した供給ができるのかどうか、この点についてお尋ねをいたします。

○学校給食課長

先ほどのご答弁でも申しあげました給食の安定供給のために、業務委託募集書の中でもお示しております公益社団法人日本学校給食サービス協会の学校給食業務代行保証の加入を条件としております。なおこの日本給食サービス協会の保証内容になりますけれども、業務停止等の何らかの事情等によりまして、その業務の全部または一部の業務の遂行が困難となった場合に、協会がその業務の代行保証することによりまして、学校給食の運営に支障を来すことがないようにする内容となっております。

○田中裕二委員

今おっしゃいましたように、協会がその業務に代行保証することにより、運営に支障を来さないようにするというございますので、そのような心配はないと。このようなご答弁だと思いますが、次に全く視点を変えまして、学校給食費の無償化の実現に向けて、国は具体的な取組を検討しておりますが、国の動向について、今後の状況など把握されていれば、お示しいただきたいと思えます。

○学校給食課長

文部科学省では、令和5年6月13日に閣議決定されましたこども未来戦略会議を踏まえ、学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果、課題の調査、全国ベースでの学校給食の実態調査を速やかに行い、1年以内にその結果を公表するとしております。その上で、小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め、課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討するとしております。なお学校給食費の無償化を実施する各市町村教育委員会等における取組の実態を把握する調査、これは9月1日現在になりますが、その実施について本年8月18日付で県から通知が届いております。

○田中裕二委員

給食費無償化になった場合、飯塚市の給食費は一律の価格だと思いますが、これは私立中学とか、中には給食を実施していない中学校もあるようでございます。そのような場合、どのようにするのか。これは国が考えることでございますけれども、様々な問題があるかと思いますが、無償化になった場合、速やかに移行できるような取組をお願いいたしまして、質問を終わります。

○委員長

次に、187ページ、保健体育費、学校給食費、給食調理委託について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

取下げます。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないようですから、第9款、消防費から第13款、予備費までの質疑を終結いたします。暫時休憩します。

休 憩 14：49

再 開 15：00

委員会を再開いたします。

次に、歳入についての質疑に入ります。第1款、市税、46ページから、第23款、市債、76ページ目での質疑を一括して許可します。

なお、川上委員のほうから、歳入の51ページの赤坂地区調整池新設事業負担金について、それから同じく51ページ、学校給食費について、同じく51ページ、人権啓発センターの使用料について、53ページ、住宅使用料について、同じく53ページ、旧伊藤伝右衛門邸入館料について、65ページ、地域活動指導員設置事業費補助金について、同じく65ページ、地域人権啓発活動活性化事業委託金について、質疑の取下げがっておりますので、お知らせをしておきます。

では、質疑事項一覧表に記載されています46ページの入湯税について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料ナンバー1の説明を求めます。

○税務課長

資料の5ページをお願いいたします。資料の説明の前に、入湯税について説明させていただきます。入湯税は、鉱泉浴場が所在する市町村が鉱泉浴場における入湯客に対し、市町村が課することができる目的税となります。本市の入湯税の税率は、入湯客1人1日150円ですが、宿泊を伴わない入湯客は1人1日100円としております。鉱泉浴場の定義としましては、原則として温泉法第2条に規定する温泉を利用する浴場をいうものであり、その温泉とは、地中から湧出する温泉などで、同法律に規定された物質を有するものとされております。入湯税の徴収方法につきましては、鉱泉浴場の経営者が特別徴収義務者として入湯客から入湯税を徴収し、市へ納入していただくことになっております。ただし、本市が定めます入湯税は、年齢12歳未満の者、共同浴場または一般公衆浴場に入湯する者、市内に居住する年齢65歳以上の方、市内に居住する障がい者の方については、入湯税を免除できるとして、市税条例で定めております。

それでは、資料の説明に入らせていただきます。入湯税の5か年の実績ですが、年度別に説明いたしますと、平成30年度は、日帰り2万1258人、宿泊8296人で、合計337万200円。令和元年度は、日帰り1万5707人、宿泊5710人で、合計242万7200円。令和2年度は、日帰り5335人、宿泊386人で、合計59万1400円。令和3年度は、日帰り2146人、宿泊266人で、合計25万4500円。令和4年度は、日帰り1068人、宿泊259人で、合計14万5650円となっております。

平成30年度から調定額が減少している主な原因は、令和元年11月より事業者が2者から1者になったこと、令和2年度から新型コロナウイルス感染症の影響等により利用者が減少したものと考えております。

次に、令和4年度予算の補正を行った理由といたしましては、当初、調定額を34万2千円と見込んでおりましたが、令和4年4月から8月の調定実績及び新型コロナウイルス感染症の影響もまだ続くと予想されることから、23万8千円を減額し、決算見込額を10万4千円に

補正いたしました。令和4年度の決算額は14万5650円となっております。以上で資料の説明を終わります。

○川上委員

事業所は2者から1者にとのことでしたけれども、1者はどこですか。

○税務課長

業者の名前のほうはちょっと控えさせていただきます。

○川上委員

2者ではないかなという気がしたものですから、1者で間違いはないですか。

○税務課長

1者で間違いございません。

○委員長

次に、49ページ、負担金、総務費負担金、負担金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料ナンバー2、説明をお願いいたします。

○財政課長

各課にまたがる資料となりますので、財政課より総括説明を行います。この資料は総務費負担金における各課が受入れをしました各負担金の5年間の推移を表示しております。この負担金の種類によりまして、負担金の性質の欄に人件費とか物件費とかの表示をさせていただきます。資料の説明を終わります。

○川上委員

このうちナンバー13について内容を伺います。

○市民課長

資料は6ページとなっております。現在、戸籍情報システムにつきましては、サーバーの管理、データのバックアップ、定期点検の立会い、システム障害時の対応などの事務を県内3自治体から受任することにより、サーバーの共同利用を行っております。ご質問の負担金につきましては、戸籍サーバー機器等に係る電気料金、システム運用に係る人件費、土地及び建物使用料等の必要経費を自治体数で按分し、3自治体より共同利用市町村負担金としてお支払いをいただいております。過去5年間の負担金額といたしましては、平成30年度は53万4600円、令和元年度につきましては127万8千円、令和2年度につきましては75万6千円、令和3年度につきましては68万4千円、令和4年度につきましては81万3375円となっております。

○川上委員

かなり大きな変動があるんですが、主な理由をお尋ねします。

○市民課長

法改正に伴うシステム改修費等が生じた場合は、別途負担金としてご負担いただいておりますので、令和元年度及び令和4年度の負担金額が少し高くなっております。

○川上委員

負担金の決定から受入れまでの流れを教えてください。

○市民課長

負担金額の決定につきましては、委託事務について、連絡調整を図るため、年1回定期に連絡会議を開催しておりますので、その中にご承認をいただき、当該年度内に戸籍情報システム共同利用市町村負担金としてお支払いをいただいております。

○川上委員

共同利用参加の自治体と、それからいつから参加しているかをお尋ねします。

○市民課長

現在は、芦屋町、うきは市、直方市の3自治体で共同利用をしております。芦屋町につきましては、平成27年2月16日より、うきは市につきましては、平成28年4月1日より、直方市につきましては、平成31年2月1日より共同利用開始をしております。

○川上委員

どれぐらいの余裕があるか分かりませんが、今後の共同利用参加者の増える見込みがあるかどうか、お尋ねします。

○市民課長

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行により、機関20業務について、令和7年度末までに全国の自治体が一斉に新しい標準準拠システムへ移行を行う予定となっております。戸籍情報システムも20業務のうちの一つであることから、今後の戸籍情報システムの共同利用の在り方につきましては、共同利用参加自治体と協議を行っていく予定としております。

○委員長

次に、50ページ、負担金、民生費負担金、保育料無償化について、藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

50ページ、保育料について、お尋ねいたします。提出資料の7ページと8ページについてご説明をお願いいたします。

○保育課長

提出資料の7ページ、8ページの説明をさせていただきます。まず7ページ、保育料の他市比較に関する資料につきましては、福岡県内の政令市を含む29市及び筑豊地区の10町村における保育料を比較したものでございます。比較の基準としましては、市町村民税、所得割額、19万8千円の世帯の1歳児、第1子、標準時間利用、1日最大11時間利用する場合の保育料を記載いたしております。

続きまして、8ページをお願いいたします。令和5年度飯塚市3号認定（保育認定）児童の保育料につきましては、認可保育所及び認定こども園の保育所部分を利用される場合の料金を示したものでございます。利用する施設は、公立、私立にかかわらず、同一の保育料となります。保育料の決定方法ですが、子どもの年齢は、各年度4月1日時点を基準といたしまして、原則、保護者の市民税所得割額の合算額に応じて15区分の階層を設定しております。3号認定とは、4月1日時点で満3歳未満のお子さんで階層区分により保育料が決定し、2号認定は、4月1日時点で3歳以上のお子さんで、保育料は令和元年10月より無償化となっております。保育の必要量により、保育標準時間と保育短時間の区分に当てはめて決定いたします。ちなみに、国の徴収基準は8区分となっており、本市は国の基準の7割から8割の保育料の設定といたしております。同一世帯から2人以上の子どもが入所している場合は、保育標準時間で第6の1階層を例に挙げますと、最年長の子は、第1子で保育料は4万8800円、2番目の子は、第2子で、半額の2万4400円、第3番目の子は、第3子以降で無償となります。なお、多子世帯の軽減として、第4の2階層の市民税所得割額7万7101円未満のひとり親等の世帯では、小学生以上の子も含め、最年長から順に第1子、第2子とみなして算定し、これを多子カウントと呼んでおります。例えば、第4の2階層で、1番目の子が中学1年生、2番目が小学4年生、3番目が保育園の2歳児であれば、3番目の子は第3子となり、無償となります。一方、第4の3階層から第7階層の世帯におきましては、就学前の子どものみを多子カウントの算定対象といたしますので、1番上の子が中学1年生、2番目が小学4年生、3番目が保育園2歳児であれば、3番目の子は、第1子となり、保育料は全額かかることとなります。以上で資料の説明を終わります。

○藤堂委員

それでは、本市の保育料は県内の他市と比較して、どのような状況でしょうか。また、近隣の筑豊地区の自治体と比較して、どのような状況でしょうか、お尋ねいたします。

○保育課長

本市の保育料につきましては、県内の他市と比較をしたところ、政令市を含む、県内29市中14番目に安い保育料月額となっております。また、近隣の筑豊地区の市町村で比較したところ、15市町村中11番目の安い保育料月額となっております。田川市及び田川郡の6町村が提出資料のとおり保育料の無償化を行っております。なお県内では、国の基準どおりになっている自治体が5市町ございますが、飯塚市における保育料は、先ほど申し上げました国の基準の7割から8割としているところでございます。

○藤堂委員

それでは、仮に保育料を完全無償化した場合の影響額は、どのくらいになりますでしょうか。

○保育課長

保育料を完全に無償化した場合の影響額につきましては、令和5年度当初予算ベースで約5億5千万円の財源が必要となります。

○藤堂委員

次に、副食費を完全無償化した場合の影響額は、どのくらいになりますでしょうか。

○保育課長

副食費を完全無償化した場合の影響額につきましては、令和5年度当初予算ベースで、約1億5千万円の財源が必要となります。

○藤堂委員

保育料及び副食費の完全無償化の影響額は大きいものですが、子育て世代の支援としては必要な施策と考えておりますが、完全無償化については、現段階でどう考えていらっしゃいますでしょうか。

○保育課長

まず、保育料の完全無償化につきましては、先ほど答弁させていただきましたが、約5億5千万円の財源が必要となることから、継続して行う事業といたしましては、実施は難しいものと考えております。また、既にご家庭の状況に応じまして、生活保護世帯及び市民税非課税世帯の保育料、ひとり親等世帯で市民税所得割額が7万7101円未満の第2子の保育料及び第3子以降の保育料を無料としており、経済的に苦しい子育て世代に対する手当ができるものと考えております。このようなことから、保育の無償化の完全実施は難しいものというふうと考えております。

また、副食費の完全無償化につきましては、影響額として約1億5千万円の財源が必要となることとなります。副食費につきましては、家庭で保育されている児童との公平性を鑑み、無償化についても難しいものと考えております。なお、保育料と同時に、副食費につきましても家庭の状況に応じ、要件を満たす場合につきましては、副食費を免除といたしております。

○藤堂委員

では、先ほどご説明いただいた多子カウントを撤廃したときの影響額はどのくらいになりますでしょうか。

○保育課長

第1子が小学生になったら、多子カウントの仕方が変わってくる場合といたしまして、先ほどもご説明しましたが、第4の3階層から第7階層の世帯におきましては、小学生以上のお子さんについてはカウントいたしません。この多子カウントを撤廃したときの保育料の影響額は約8千万円の財源が必要となります。

○藤堂委員

8千万円という数字、保育料の完全無償化に比べると、そこまではないのかなと。ただ子育

て世帯の負担軽減にもなって、複数のお子さんを産むことも検討していただくきっかけにもなりますし、多子カウントの条件を緩和する考えはございますでしょうか。

○保育課長

私どもといたしましては、年間の約8千万円の財政負担につきましても、大きいものと考えておりますので、継続して行う事業といたしましては、実施は難しいものというふうに考えております。しかし、今回の委員の提案内容、いろいろいただいた提案内容だけでなく、子育て世帯の負担軽減のため、保育料の軽減について、今後、調査研究を行っていきたいと考えております。

○藤堂委員

資料の8にもあります保育料の階層区分で、4・2と4・3の部分なんですけども、おおよその平均年収等が分かりましたらお答えいただけますでしょうか。

○保育課長

この4・2と4・3の間の7万7100円の市民税の所得割額、こちらの年収額といたしまして、モデルケースとして計算したところ、4人家族で配偶者が扶養に入るという形で計算いたしますと、年収約360万円という金額になるかと思えます。

○藤堂委員

ちょっと請願も出ている中ですいません、何か質問をさせていただいているんですけども、保育料完全無償化というのは多くの予算がかかるというのは重々存じ上げています。その中で多子カウントですが、世帯年収で360万円と、2人で働けばすぐ超えそうな額なのではないかなあと思いますが、実際に4・3以降のご家庭から、この多子カウントがあるがために2人目、3人目というところをどうするかと悩んでいるという相談を受けます。そして、この世代というのは、ちょっと語弊があるかもしれませんが、きちんと働いて、きちんと納税をしているという方々であります。そういった方々がお金等ではなくて、制度を理由にして子どもを持つことを諦めるというのは、できるだけないほうが望ましいのではないかなと考えております。8千万円と予算はもちろんかかりますけれども、保育料緩和に関しては、そのあと仮に子どもを持つであったり、子どもを持つと消費額も増えて、究極ですけど、家が狭いねと、家を買おうかというふうなストーリーというのもございますので、経済的なインパクトと、あと多面的な考え方の検討をいただくよう要望して、この質問を終わります。

○委員長

続きまして、50ページ、負担金、民生費負担金、保育料について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

保育料の無償化を実施した場合に、子育て世帯と飯塚市にどんなすばらしいことが起きるだろうということを検討したことがあるか、お尋ねします。

○保育課長

今ご質問いただいたものにつきましては、検討はいたしておりません。

○委員長

次に、52ページ、使用料、商工使用料、新産業創出支援センター使用料について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料ナンバー9の説明を求めます。

○経済政策推進室産学振興担当主幹

資料の14ページをお願いいたします。お手元の資料につきましては、平成30年度から令和4年度までの新産業創出支援センター、通称トライバレーセンターの使用料の推移となっており、上段は入居施設の使用料、下段は駐車場使用料について記載をしております。また、参

考としまして、各年度末におけます入居企業数及び入居率について記載をしております。

○川上委員

入居率が向上しています。どう評価していますか。

○経済政策推進室産学振興担当主幹

平成29年度以前は入居率の低迷がありましたが、平成29年度を境に、ITやIoTの進展に伴い、地方でも、都市に住むことと同じように仕事に従事することができる環境が到来するものと考えまして、本市において、サテライトオフィスの誘致に取り組みました。その結果、本施設も多くのサテライトオフィスの拠点となりました。

○川上委員

今後のあり方の検討は、どういう状況でしょうか。

○経済政策推進室産学振興担当主幹

当施設は、平成15年4月の建設当時から20年が経過しております。また、施設の入居率はリーマンショックなどの経済状況の悪化の影響もありまして、低迷が続いていましたことから、平成29年度の飯塚市公共施設のあり方に関する第3次実施計画におきまして、当施設は廃止の方針が出されました。令和2年度の第3次実施計画の改訂版におきまして、5年間の事業効果を検証のうえ、方針を定めることとしております。入居率は令和元年度以降、増加傾向にありまして、ITサテライトオフィスの誘致、またブロックチェーン関連産業による誘致などの取組によりまして、高い入居率で推移をしており、本施設の社会的意義もあると考えております。今後の施設の方向性につきましては、以上の実績等も考慮しながら事業効果を検証のうえ、検討してまいりたいと考えているところでございます。

○委員長

続きまして、54ページ、手数料、衛生手数料、ごみ処理及びし尿処理について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

同じく資料ナンバー13、説明をお願いします。

○環境対策課長

資料の説明をさせていただきます。資料は17ページと18ページになります。17ページが一般廃棄物処理業許可申請手数料で、刈草、枝木等の処分を行う一般廃棄物処分業許可と、一般廃棄物収集運搬業の許可を、ごみとし尿、浄化槽汚泥に分け、3つの区分として、5年間の件数と収納実績を掲載させていただいております。なお、許可（更新）申請手数料は1件につき5千円で、2年ごとの更新、また、許可証の再交付申請手数料は1件につき千円となっております。

18ページをお願いします。上段がごみ袋販売実績で、家庭系ごみ袋、事業系ごみ袋の販売金額及び巻数とごみ袋の小計、それから粗大ごみシールの販売金額、冊数、最後に、全体の合計を掲載しております。下段には、し尿処理手数料収納実績として収集量と現年度分、滞納繰越分の徴収金額及び合計金額を掲載しております。いずれの資料も、平成30年度から令和4年度までの5年間分を掲載させていただいております。以上、簡単でございますが、資料の説明を終わります。

○川上委員

この表からは、ごみの排出が減少傾向にあるというふうに読んでいいでしょうか。

○環境対策課長

令和4年度と令和3年度のごみ処理量を比較しますと、ほぼ横ばい状態となっております。

○川上委員

この間のコロナ禍による生活様式の変化を考慮すると、それでも単なる横ばいというふうに思われますか。

○環境対策課長

コロナが拡大しました令和2年度ぐらいから、自宅にいらっしゃる時間が増えまして、粗大ごみの量とか、ごみの排出も実際増えた経緯がございます。それから、3年度、4年度と、ごみの処理量というのは、ほぼ横ばいのような状況となっております。

○川上委員

にもかかわらず、横ばいということの意味をちょっと考えたわけですね。それで、今後、ごみ減量の努力目標というのが、どうなっておるか、お尋ねします。

○環境対策課長

ごみの減量に関しましては、一般廃棄物処理計画というのを立てておりまして、今ちょっと資料を持っておりませんが、その計画に基づいて、ごみの減量化に努めていくような計画を立てております。

○川上委員

ごみ袋のさらなる値下げについては、検討されているでしょうか。

○環境対策課長

ごみ袋の料金改定につきましては、令和4年4月1日に料金改定値下げを実施しております。その際には、ごみ処理施設の再編整備等により、将来のごみ処理経費の削減が見込まれること及びコロナの感染拡大に伴い、少しでもご家庭の経済的な負担軽減を早急に行いたいというところから値下げに踏み切ったものでありまして、これ以上の料金値下げにつきましては、今よりも市の一般財源の負担が増してしまうことから、非常に難しいと考えるので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○川上委員

ごみの減量の努力とイコールの形が、ごみ袋のさらなる値下げとして浮かんでくるのではないかとということでお尋ねしたんです。終わります。

○委員長

次に、56ページ、国庫補助金、総務費補助金、デジタル基盤改革支援補助金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

交付額の理由をお尋ねします、612万7千円。

○情報管理課長

この補助金につきましては、国が運営するマイナポータルにおいて、子育て関連15手続及び介護関連11手続の、合わせて26手続の電子申請を可能とするため、その申請データをダウンロードする機能である申請管理システムを構築しました。それについて2分の1の補助が来ております。

○委員長

次に56ページ、国庫補助金、総務費補助金、デジタル田園都市国家構想推進交付金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

この交付金の趣旨をお尋ねします。

○経済政策推進室産学振興担当主幹

デジタル田園都市国家構想推進交付金は、デジタル化を活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて、ほかの地域などで既に確立されている優良モデル・サービスを活用した実装の取組を行う地方自治体に対し、事業立ち上げに必要な経費を支援するものでございまして、1事業当たり1億円を上限とした補助率2分の1の交付金となっております。

○川上委員

これはどんなことを取り組んでいるんですか。

○経済政策推進室産学振興担当主幹

本交付金を活用しまして、令和4年度は空家等流通プラットフォーム構築事業に取り組みました。

○委員長

次に56ページ、国庫補助金、個人番号カード交付事務費補助金、マイナポイント事業費補助金、社会保障・税番号制度システム整備事業補助金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料のナンバー15、説明をお願いします。

○市民課長

内容につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、第7条、第8条、第17条により、個人番号カードの申請、交付の事務に対する補助金であります。この補助金の目的は、市町村における個人番号カード「以下、マイナンバーカードという」交付事務及び都道府県におけるマイナンバーカードの申請促進事業に必要な経費に対して交付することを目的としております。また、この補助金の対象経費は、会計年度任用職員に係る人件費、職員人件費、消耗品等となっております。

過去5年間の補助金の金額といたしましては、平成30年度、444万3千円。令和元年度、461万2千円。令和2年度、1774万7千円。令和3年度、2610万9千円。令和4年度、1976万1千円となっております。以上が個人番号カード交付事務費補助金の説明となります。

○川上委員

個人番号カードの申請及び交付の状況をお尋ねします。

○市民課長

総務省の報告による決算年度末の令和5年3月末日現在の累計申請件数は10万3246件で、人口に対する申請率は81.6%。また、累計交付件数は8万5761件で、人口に対する交付率は67.8%となっております。

○川上委員

なかなか国もひどいことをするんですけども、地方交付税の影響というのはどういう状況でしょうか。

○市民課長

令和5年度から普通交付税の算定に反映されていますが、令和5年5月31日現在のマイナンバーカード保有枚数が基準となり、本市の財源措置額は約4800万円となっております。

○委員長

次に66ページ、財産運用収入、財産貸付収入、温泉給湯収入について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料のナンバー19を説明してください。

○商工観光課長

資料40ページをお願いいたします。温泉給湯収入の当初予算額及び決算額の過去5年間の推移表となっております。この温泉給湯収入につきましては、飯塚市伊川温泉の配湯に関する規則に基づき、飯塚市社会福祉協議会が運営しております伊川の郷への配湯に係る収入でございます。賃貸料は当該規則第18条の規定により、1立方メートル当たり75円で、ひと月当たりの受給量が100立方メートル満たないときは、100立方メートルとしており、この単価と受給量を乗ずることで算出しています。

次に、年度別の当初予算及び決算額につきましては、記載のとおりで、決算額は令和3年度以外は当初予算額を上回っており、平成30年度の約19万円から、令和2年度の約25万円

の間で推移しております。

○川上委員

この市の源泉は、湯の量としては豊富なほうですか。

○商工観光課長

以前は伊川温泉センターや松柏園ホテル等に配湯しておりましたので、十分な量が出ていると思います。

○川上委員

今後、いろんな形で、この源泉の活用の可能性はあるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○商工観光課長

また、いろいろな温泉施設等を運営される方からのご相談等がございましたら、そのときに検討してまいりたいと思っております。

○委員長

次に66ページ、財産運用収入、基金運用収入、運用収入について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料ナンバー20、説明をお願いしていいですか。

○財政課長

追加提出資料の41ページになりますが、この資料につきましては、令和4年度決算額における預金債権による運用実績を示した資料となっております。このうち預金で運用している約196億9千万円のうち、約10億3千万円は市内の金融機関の起債残高に応じて預け入れを行い、残りの約152億2千万円につきましては、市内の金融機関に利率の照会を行い、最高利率を提示していただいた金融機関に預託を行っております。残りの約34億4千万円につきましては、普通預金の扱いとなっております。

次ページ、42ページに平成29年度運用実績を掲載しておりますけれども、こちらと比較した場合には、預託の利率が下がっておりますので、預金利子が減少しており、また国債については、令和4年10月に20年利付国債を購入しております。

○委員長

続きまして67ページ、財産運用収入、利子及び配当金、配当金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料ナンバー21を出していただいております。説明を求めます。

○農林振興課長

資料43ページをお願いいたします。配当金収納実績一覧の推移（5年間）についてご説明いたします。平成30年度から令和4年度までの過去5年間の額を記載しております。農林振興課所管の分といたしまして、表の2段目にございます。福岡県広域森林組合出資配当金からご説明いたします。福岡県広域森林組合の出資配当金につきましては、平成30年度から令和3年度までは配当金は0円。令和4年度は3万9300円の配当金を受入れております。

その下段に記載しております、株式会社ファーマインドの株式配当金につきましては、平成30年度が28万5千円、令和元年度が22万6803円、令和2年度及び令和3年度が30万2404円、令和4年度が70万9783円を受入れております。

続きまして、資料44ページをお願いいたします。次に、株式会社ファーマインドの概要及び本市の地位についてをご説明いたします。1、会社概要でございますが、会社名、株式会社ファーマインド。代表取締役社長、堀内達生氏。所在地が東京都千代田区神田和泉町1番地神田和泉町ビル、設立は平成18年12月1日でございます。なお、設立当時の社名はフレッ

シュMDホールディングス株式会社でございましたが、その後の平成27年7月1日に、フレッシュMDホールディングス株式会社、株式会社フレッシュシステム、フレッシュリミックス株式会社、アインバンドホールディングス株式会社の4社が合併し、現在の株式会社ファーマインドに商号を変更されております。資本金は70億2800万円。売上高は、令和4年12月の実績で1039億6800万円。従業員数は、令和4年12月31日現在で1565名。グループ企業数は14社で、飯塚市地方卸売市場の青果卸売業者でありますファーマインド新筑豊青果株式会社は、株式会社ファーマインドの子会社でございます。事業内容としましては、青果物の輸出及び販売、青果物の追熟加工、リパック、カットフルーツの製造、出荷管理、マーケティングサービス提供、お客様相談室の運営、システム開発ほかとなっております。次に、2番の、株式会社ファーマインドにおける飯塚市の地位につきましては、本市は株主でございますが、執行役員等の地位には就いておりません。以上で資料の説明を終わります。

○川上委員

RKBとファーマインドについて、本市がその株を持つに至った経過及びその価格についてお尋ねします。

○商工観光課長

RKB毎日放送株式会社の株式を保有に至った経緯につきましては、昭和26年6月29日に設立されました株式会社ラジオ九州、現在では株式会社RKB毎日ホールディングスですが、この株を旧二瀬町と幸袋町が取得したもので、それを現在まで引き継いでおります。また、価格につきましては、額面2万7500円で保有しています。

○農林振興課長

ファーマインド株式会社についてでございます。昭和45年4月に飯塚市地方卸売市場が開場し、現在の青果卸売業者、ファーマインド新筑豊青果株式会社の前身でございます飯塚青果株式会社が同年8月に入場しておりますが、本市が同社の株をいつ取得し、またどのような経緯で株を取得したかにつきましては、当時の記録が残っておらず、確認することができませんでした。申し訳ございません。

○川上委員

ファーマインドに関しては配当金が令和4年度、倍以上になっていますね。これはどういう事情ですか。

○農林振興課長

株式会社ファーマインドが平成27年度から令和3年度までの間、本市への配当金から源泉所得税相当額を誤って控除していたため、この間の未払いとなった配当金が令和4年度に支払われたためでございます。株式会社ファーマインドに確認しましたところ、地方公共団体が株主になったのは本市が初めてであり、地方公共団体を含む公共法人は、株式配当金の所得税が非課税であるという認識がなかったことから、他の株主と同様に源泉徴収を行ってしまったことが原因ということでございました。また、これまで株式会社ファーマインドが自社で行っていましたが株式配当金の計算及び支払事務を、令和4年度から金融機関に委託しておりまして、その金融機関が計算した株式配当金額を株式会社ファーマインドにおいて最終確認した際に、本市への配当金に対して源泉徴収が行われていないことに気づき、平成27年以降の誤りが判明したということでございました。

○川上委員

卸売市場を持つ本市として、この株式を持っていることは意味のあることではないかなというふうに思いますが、経過も何も分からないということでは、適切ではないと思いますので、早急にですね、経過を踏まえておく必要があると思います。指摘をしておきたいと思います。終わります。

○委員長

続きまして67ページ、財産売却収入、不動産売却収入、市有土地売却について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

旧鎮西中学校跡地、建物について、売却予定最低価格、4130万円を出して公募をかけましたね。この根拠をお尋ねします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15:52

再 開 16:04

委員会を再開いたします。

○財産活用課長

失礼いたしました。第1回目、2回目の公募の金額の根拠ということでもありますので、この分につきましては不動産鑑定を行いまして、あと必要経費を加えた4200万円となっております。

○川上委員

それを1900万円に変更したわけでしょう。それはどういう事情か、根拠を教えてください。

○財産活用課長

鎮西中学校につきましては、1回目、2回目につきまして申込みがなかったという状態でありました。それで売却価格を見直すために再度検討したところ、まず建設工事費の内訳の指数が変わっていたということ。それとあわせて、外構部分にネット等が鎮西中学校の周りにあるんですけども、これの除却費を加えてなかったというところで再度、不動産鑑定をとりまして、金額の設定を行いました。

○川上委員

分かりにくいので資料要求をしたいと思います。4130万円の根拠が分かる資料、それから1900万円の根拠が分かる資料、及びその間に協議記録あると思うんですよね。それをあわせて3点。委員長、取り計らいをお願いします。

○委員長

まず、執行部にお尋ねします。ただいま川上委員から要求があります資料は、本委員会中に提出できるでしょうか。

○財産活用課長

積算の根拠というものについてはありますので提供できます。あと協議のほうの分なんですけど、その分については資料ありませんので、その分については提出できないという形になります。

○川上委員

4130万円を決める根拠はもちろんあります。1900万円を決める根拠があります。内部で協議して決裁しなければ最低価格を決めないでしょう。そのものがないというのは、どういうことですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:07

再 開 16:08

委員会を再開いたします。

○財産活用課長

失礼いたしました。1900万円に変えるための内部協議の資料も提出させていただきます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま川上委員のほうから資料要求がありました資料については、資料要求することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 16:08

再 開 16:10

委員会を再開いたします。

先ほどの市有地売却の案件については、一旦保留をしまして、次の質疑のほうに進めていきたいというふうに思います。

次に、67ページ、財産売却払下収入、物品払下収入の不要品の売払収入について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

取下げます。

○委員長

次に、68ページ、寄附金、一般寄附金、寄附金について川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料ナンバー23、説明をお願いいたします。

○特産品振興・ふるさと応援課長

それでは資料の46ページを御覧ください。寄附金につきましてご説明いたします。寄附金につきましては、大きく3つに分かれます。一般寄附金といたしまして、チャリティイベントでの収益金であったり、個人様から受入れたもの、それからふるさと納税からの寄附金、それから企業版ふるさと納税からの寄附金と、大きく3つに分かれます。それぞれの数字をこちらのほうに記載した資料となっております。

まず、一般寄附金につきましてですが、過去5年間の実績ということでございましたのでこちらに記載しております。この分につきましては、担当部署が、社会・障がい者福祉課で寄附を受け付けたもの、教育総務課で寄附を受け付けたもの、文化課で寄附を受け付けたもの、年度によっては寄附がなかった課もありますが、総額を申し上げていきます。平成30年度、件数では7件で、寄附金額46万6795円で行いました。令和元年度は4件の寄附があり27万1649円で行いました。令和2年度は16件の寄附がありまして377万5400円で行いました。令和3年度は6件ございまして77万2931円で行いました。令和4年度は15件の寄附がありまして206万8091円を寄附がございました。

次に、中段のふるさと応援寄附金についてでございます。平成30年度は18万8082件、寄附金額26億7909万5361円で行いました。令和元年度の寄附件数18万7314件、寄附金額21億6369万7599円、令和2年度、37万6968件に対しまして寄附金額43億7653万9454円で行いました。令和3年度、57万4043件、寄附金額65億6398万1400円で行いました。令和4年度、78万190件、寄附金額90億8557万1100円、以上5年間のふるさと納税の寄附金額となっております。

1番下段の企業版ふるさと応援寄附金についてですが、平成30年度は5件、365万円、令和元年度、1件、100万円、令和2年度は2件、1200万円、令和3年度は4件、4530万円、令和4年度は8件、3410万円の寄附をいただいたところでございます。

また、このふるさと応援寄附金につきまして、令和4年度の90億8557万1100円のうち最終的に市の裁量で財源充当できる財源といたしましては、約31億2千万円ほど財源充

当とすることとなっております。これにつきましては、今年度、令和5年度、今現在実施中の様々な政策事業等に後日、財源充当することとなっております。また、この寄附金につきましては、今現在応援メニューに基づいて、例えば市長にお任せということで市の裁量によるものであったり、教育・文化・スポーツの充実、また、健康・子育ての充実等、福祉に関するもの等の応援メニューの目的別に寄附が入ってきておりますので、それぞれに関する事業に後日財源充当していくこととなります。以上簡単ですが、説明を終わります。

○川上委員

今、お聞きしていると、傾向としては子ども、教育というのが、応援メニューとしてはキーワードになっている感じですか。

○特産品振興・ふるさと応援課長

寄附者の方々が寄附しやすいように、実は本年度より若干応援メニューの文言を修正しております。これまで使っていました、例えば市民福祉の充実というキーワードだとなかなか寄附のほうを選ばれないような傾向もございましたので、福祉関係の充実を図るために、健康・子育ての充実という文言に変えましたところ、令和5年度、今現在、まだ途中ではございますが、寄附が多く入っている状況となっております。

○委員長

次に、74ページ、雑入、児童クラブ利用料について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

取下げます。

○委員長

執行部より、先ほど川上委員の質疑における答弁を修正したい旨の申出がっておりますので、これを受けたいというふうに思います。

○商工観光課長

先ほど、RKB毎日放送株式会社の株額面を、私2万7500円と答弁いたしましたが、正しくは2万4750円となっております。申し訳ございませんでした。

○委員長

よろしいですか。

先ほど川上委員の質疑は保留をして、総括で行いたいと思います。

質疑事項一覧表に記載されている以外の質疑を許します。質疑時間が終了した委員以外の委員に質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑はないようですから、総括質疑として保留したもの以外の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 16:18

再 開 16:29

委員会を再開いたします。

ただいまから総括質疑に入ります。一般会計全般についての総括質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表ですけども、川上委員のほうから、アスベスト及びPCBに関する調査委託料及び処理委託料について以外の総括の質疑を取り下げるという申出がっておりますので、お知らせをいたします。

それでは、川上委員のほうから、アスベスト及びPCBに関する調査委託料及び処理委託料についての質疑を許します。

○川上委員

資料ナンバー52、説明をお願いします。

○財政課長

各課にまたがる資料となりますので、財政課より総括の説明を行います。今回の資料のほうは2つの要素で作成をしております、1点目が、アスベスト関連としまして調査費用、2つ目としましては、PCB関連では調査費用と処理費用につきまして、各課の決算額の3年間の推移を示した資料となっております。

○川上委員

納骨堂の整備事業の関係がありますけれども、この際お尋ねします。納骨堂は、市立納骨堂は幾つ管理していますか。

○人権・同和政策課長

30になっております。30か所です。

○川上委員

30か所のうち、墓地埋葬等に関する法律第15条で求められております図面、帳簿または書類等について、未整備のところは何箇所あるか、お尋ねします。

○人権・同和政策課長

こちらにつきましては直近で調査した結果、30か所のうち2か所がほぼ書類がそろっている状態ですが、残りの28か所については、書類の不備が見つかっております。

○川上委員

その事情が分かりますか。

○人権・同和政策課長

当初、同和対策事業で建てられた納骨堂になっております。昭和の時代に建てられたものですから、書類等が紛失等により現在不備のままということで、それに対して人権・同和政策課として調査をしないまま今日まで来ておりました。

○川上委員

第15条第2項で、関係ある者の請求があったときには、前項に規定する図面、帳簿または書類等の閲覧を拒んではならないというふうになっておりますので、しっかり整備に急いでもらいたいというふうに思います。

○委員長

次に、先日、2款の総務費、協働のまちづくり応援補助金の川上委員の質疑の際に、要求しておりました資料について準備ができましたのでSide Booksのほうに掲載しております。ご確認ください。

それでは、保留していました事項について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

まず、令和4年度受取助成金67万8560円、内訳が分かりますか。

○市民活動支援課長

はい67万8560円、受け取りに、これNPOの活動決算書の内容でございますよね。この部分につきましては、受取寄附金の内容については、こちらは把握しておりません。（発言する者あり）

失礼しました。訂正をさせていただきます。受取助成金でございます67万8560円。さっき受取寄附金と私ちょっと言ったんじゃないかなと思います。訂正させていただきます。この助成金67万8560円の内訳につきましては、私のほうでは把握はしておりません。

○川上委員

実は令和2年度事業活動報告書に30万円の受取助成金があります。本市は出していないというようなことのですけれども、事情が分かりますか。

○市民活動支援課長

令和2年度の30万円の受取額、私どものほうでは、その内容については把握はしておりません。

○川上委員

これは民間からのものではないんですよね。ですから、公的などところからの助成金となりますけれども、飯塚市ではないですか。この補助金であろうとなかろうと。

○市民活動支援課長

ちょっとお答えになるかどうか分かりませんが、うちの所管しているチャレンジング補助金ではございません。

○川上委員

ほかのルートから入っているお金ではないんですか。

○市民活動支援課長

ほかのルートと言いますが、私どものほうでは把握はしておりません。うちの部署では把握しておりません。ほかの部署であるかどうかは把握はしておりません。

○川上委員

調べてもらえませんか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:33

再 開 16:35

委員会を再開いたします。

○川上委員

このNPOふれあいの設立時期はいつですか。

○市民活動支援課長

2021年1月25日でございます。

○川上委員

このNPOは名前が変わっていますね。変更になっているでしょう。いつからどのように変わったか、教えてください。

○市民活動支援課長

令和4年で申請いただいたときは、ふれあいフードバンク飯塚さんでございました。現在、ふれあいさんと、NPO法人ふれあいというふうになっております。いつの時期に名称が変更になったかはですね、ちょっと申し訳ございません、今ちょっと把握できておりません。

○委員長

川上委員、ちょっとお願いします。川上委員、いいですか。ちょっと質疑の案件が、この決算の審議外に及んでいるようにちょっと思えるんですけども、決算審議の範囲内で行っていただくように、よろしく願いいたします。（発言する者あり）

いいですか。川上委員、質問という形で立って発言していただけますか。今の案件。立って、もう一度。暫時休憩します。

休 憩 16:39

再 開 16:39

委員会を再開します。

○川上委員

じゃあ、その理由も分かりませんかね。

○市民活動支援課長

その変更理由も、把握できておりません。

○川上委員

いただいた資料の定款の附則に役員構成が、当初の役員構成が書いてありますけれども、どうなっていますか。

○市民活動支援課長

定款の附則のところでございます。役員、理事長、山根仁、理事、村瀬保、ちょっと読みがどうかちょっと分かりませんが、同じく理事が中山道代様、同じく安永勝利様、同じく藤中春美様、同じく原田麻紀様、同じく梶嶋しげの様、幹事に大庭宏徳様でございます。

○川上委員

現在はどうなっているか、分かりますか。

○市民活動支援課長

ちょっと現在の状況は把握しておりません。

○川上委員

事務所はどこですか。

○市民活動支援課長

定款に書いております。福岡県飯塚市大日寺453番地3でございます。

○川上委員

現在もそこですか。

○市民活動支援課長

令和4年度のこの申請時のところではそうですけど、現在の位置は確認しておりません。

○川上委員

補助金申請時の住所はどこですか。

○市民活動支援課長

先ほど申し上げました福岡県飯塚市大日寺453番地3でございます。

○川上委員

その住所、地番図で見ますと安永勝利さん、理事の方の土地ですか。

○市民活動支援課長

その方の土地かどうかは把握しておりません。

○川上委員

私が確認しました。同じ名前の方がおられるわけですね。この方は部落解放同盟飯塚市協議会の書記長ですか。

○人権・同和政策課長

解放同盟の関係でご質問なので答弁させていただきますが、その方で間違いありません。

○川上委員

理事長、山根さんは部落解放同盟飯塚市協議会の委員長ですか。

○人権・同和政策課長

はい、間違いございません。

○川上委員

部落解放同盟の財務委員長は理事に入っていますか。

○人権・同和政策課長

理事に入っているかどうか分かりませんが、先ほど市民活動支援課長がお答えした定款の中にあるお名前の方は、その方で間違いありません。

○川上委員

藤中春美さんですね。間違いはないですか。

○人権・同和政策課長

はい、間違いございません。

○川上委員

定款第14条に専務理事を置くようになってますね。専務理事は誰ですか。

○人権・同和政策課長

すいません。解放同盟と間違っ手て手を挙げました。

○委員長

川上委員、質疑時間がもう5分を切っておりますので。あと3分です。

○市民活動支援課長

はい。失礼いたしました。専務理事は安永勝利様でございます。

○川上委員

どこで確認しましたか。

○市民活動支援課長

特定非営利活動法人ふれあいフードバンク飯塚の役員名簿で確認しました。

○川上委員

部落解放同盟は団体として、このNPOの賛助団体会員になっていますか。

○人権・同和政策課長

その点につきましては、なっておりません。

○川上委員

監事・役員の中に監事があります。権限をお尋ねします。

○市民活動支援課長

監事の職務でございます。理事の業務執行の状況を監査すること。この法人の財産の状況を監査すること。前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事項があることを発見した場合には、これを総会または所管庁に報告すること。4つ目がですね、前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。5つ目は、理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について理事に意見を述べもしくは理事会の招集を請求することとなっております。

○川上委員

極めて大きな権限を持っているんですけど、この監事に本市の会計年度任用職員が就いているのはなぜか分かりますか。

○市民活動支援課長

はい。その点については分かりかねます。

○川上委員

この大庭宏徳さんは、本市で長く人権同和関係の仕事をして、課長の仕事もした方ですか。

○市民活動支援課長

今おっしゃられた当事者だというふうに確認しております。

○川上委員

どういう関係をこのNPOと飯塚市が取り持っているのか、不思議で仕方がない。9月12日一般質問で伊岐須会館での会食には部長以下28人が出席したと市民協働部長が答弁しました。どのように確認しましたか。

○人権・同和政策課長

一般質問の続きになりますが、市民協働部の取りまとめをしたということで、私のほうからまず市民協働部の状況についてご説明を差し上げます。まず、ふれあいさんのほうから意見交換会についての申入れが口頭でございました。場所は、本庁舎の4階でございます。別件で理事の方が来られたときに、私のほうにたまたま通りかかったので、そこでまず、こういうことを考えているということでお誘いがありました。それを受けて返事をそこで即答せずに、保留いたしまして、職員倫理条例等、会食を伴うというふうに聞いていましたので、そこで抵触しないかどうかをきちんと把握した上でご回答したときに、市民協働部で、この方とこの方、いわゆる7名、ちょっとお声がけをしようと思っているということと言われましたので、席が隣同士、近くにあったもので、私のほうからまず部長に報告をして、倫理条例には抵触しないと

ということで声かけをしたいということで許可をもらった上で、部長、それから私、それから人権同和の課長補佐、まちづくりの課長、まちづくりの課長補佐、それから市民活動支援課長、と人権同和の対策係長、以上7名に対して、私からお声掛けをさせていただいております。

全体の確認につきましては、その後記憶の中で部長とお話をした28名だろうということで先日、部長のほうから答弁をさせていただいております。

○川上委員

確かに本会議では28人程度ということだったんだけど、どの職務の方が出席したのか、お尋ねします。

○市民協働部長

ただいま人権・同和政策課長が答弁させていただきました。まず大体28人ぐらいという形で、私が本会議の一般質問で答弁させていただきましたのは、当日、上野課長ともお話する中でもありますけど、会場にお伺いしときに理事長とお話する中で、今日は大体で何人ぐらい来られますかということをお聞きした中で、28件ぐらいかなという形の部分で私の頭の中に認識がございました。そういった意味で28人ぐらいという形でご答弁を差し上げました。

先ほど人権・同和政策課長が申しましたように、市民協働部内におきましては、私にも報告がありまして、職員倫理条例とかに抵触しない範囲で、任意にお声かけをするという形で、私が許可をしました。それ以外の職員、市民協働部以外の職員につきましては、直接NPO非営利法人のほうから、お声かけをそれぞれにされていますので、先ほど申しました28人ぐらいというのは、私も当日は数えはしていませんけど、そういう認識を持っていますけど、ふれあいさんのほうから直接、市民協働部以外の声かけをされていますので、その点については、答弁についてはちょっと差し控えさせていただきたいと思っております。

○川上委員

28人というのは、どの職名の方かを知っているわけですよ。市民協働部長は、その担当部の8人については言ったのか。それ以外をお尋ねします。

○市民協働部長

一般質問でもご答弁させていただきましたけど、市民協働部以外で参加された職員につきましては、部次長、課長クラスの職員が参加していたというふうに記憶しています。

○川上委員

部長の名前を教えてください。

○市民協働部長

正確にちょっと私が把握——、覚えている範囲でお答えさせていただきます。まず総務部長、それから経済部長、福祉部長、都市建設部長、部長クラスは以上という形で記憶しております。

○川上委員

次長は。

○市民協働部長

次長につきましては、福祉部次長、企業局次長という記憶でございます。

○川上委員

あと14人ですね。あとは課長級ですか。

○市民協働部長

私の記憶の限りで、先ほど申しました部長、次長、課長クラスという形で記憶していますので、人数は正確に合っているかどうか分かりませんが、参加者についてはそういう状況でございます。

○川上委員

部長、次長は分かりましたので、課長をお願いします。

○市民協働部長

人事課長、秘書課長、商工観光課長、課長についてはちょっと記憶の限り以上でございます。

○川上委員

じゃあ課長補佐、お願いします。

○市民協働部長

先ほどうちの市民協働部については人権・同和政策課長が申しましたが、それ以外の部分につきましては、課長補佐についてはちょっと記憶がございません。

○川上委員

じゃあ係長がおられたでしょう。

○市民協働部長

先ほど申しました人権・同和政策課の係長が1人と記憶しております。

○川上委員

人権の課長がさっき答弁のあった4階で立ち話だったという理事は誰ですか。

○人権・同和政策課長

安永勝利さんです。

○川上委員

案内文書があるんですか。

○人権・同和政策課長

私はそのあと案内文はいただいております。

○川上委員

そしたら、部次長以下28人が立ち話で集められたわけですか。

○市民協働部長

先ほど答弁させていただきましたけど、市民協働部につきましては人権・同和政策課長からお話がありましたので、私のほうで部内の声かけ、任意の声かけは指示をいたしました。それ以外の参加職員につきましては、先ほど申しましたが、NPO法人のふれあいさんのほうから直接お話をしているということを確認しましたので、詳しいことは存じ上げておりません。

○川上委員

部落解放同盟市協の書記長で飯塚市のいろんな審議会に入っている方がこのNPOの専務理事というわけでしょう。それで少なくとも市民協働部はね、行政の組織を通じて案内をし、参加を確認していますよね。上司にも声を、課長がかけているんだけど、部下にもかけているよね。しかも部下の中には女性もおられるわけでしょう。この行為は大体何だと思えますか。

○市民協働部長

まず今回の案内につきましては、特定非営利活動法人ふれあいさんからの、当然ご案内ということで、飯塚市内において、ふれあいフードバンク、また子ども食堂等ですね、広域的な活動をされている団体というふうに私は認識しています。そういった意味で、市民協働部、協働のまちづくりを推進していく上におきましてですね、今回、そういうご案内がありましたので、先ほど申しましたように、職員倫理条例に抵触しないということも確認した上で、これも声かけも強制ではございません。こういう形で、どうですかという声かけを、人権・同和政策課長から、お誘いをしたという認識でございますので、私としては、これについては、指示命令という形では受け止めてないという認識でございます。

○川上委員

総務部長ね、これどうなんですか、課長がね、上司にも声をかけるけど、部下にも声をかけていると。この行為は行政機構を使ったね、行為ではないんですか。

○総務部長

私もちょうど当事者として参加しましたけれども、まず私の話を申しますと、私は本当に個

人的にですね、私も廊下ですけれど、個別に安永さんから来てもらえませんか、意見交換会するので参加しませんかということで、失礼かということでしましたけれども、市民協働部の今説明の話では、人権・同和政策課長のほうが、それぞれの声かけを、声をかける当事者にかわって声かけをしたということです、これをですね、確かに業務指示として人権・同和政策課長が、業務の指示というふうな受け止められ方をするような形で、仮に職員間でやったのであれば、それは質問議員が心配されるような問題あることだろうとは思いますが、今回経過を聞いておりますと、そういったことではないという認識で、受けてある方も参加してある方も、そのような認識ということでございますので、そのように理解しております。

○委員長

川上委員、ちょっとお待ちください。質問時間がもう1分を切っておりますので、お知らせしておきます。

○川上委員

部落解放同盟の常勤役員、税金で人件費を全部賄っている方たちを中心にね、このNPOが立ち上がっているじゃないですか。しかも書記長が、部落解放同盟書記長がこのNPOの専務理事っていうんでしょう。そしてその方が市役所の中でたまたま会ってというふうに言うけど、そんなはずないでしょう。部長を訪ね歩いているじゃないですか。部長は案内してるよね。この行為との関係で言うとね、会費は一律だったんですか。それとも部長は幾ら、課長は幾らとかなっているんですか、お尋ねします。

○人権・同和政策課長

その点につきましては、私がお声掛けをした7名の方については、同一金額でした。

○委員長

すいません、川上委員、質問時間がなくなっておりますので、最後の質疑としてまとめてください。

○川上委員

総務部長が意見交換会をするからと案内をされましたということなんだけど、何についての意見交換会か、実際に意見交換をしたのか、飲酒しながら意見交換をしたわけですか。何についての意見交換なのかをお尋ねしたいと思います。飲酒しながらだったのかどうか。

○総務部長

当日はお酒は出ておりました。会費制でした。恐らく皆さん同じ会費だったと思いますけど、3千円だったと、3千円です。それぞれで払っていますので、ちょっと分かりませんが、会費は3千円でした。立食の形で、いわゆる買って来たお総菜みたいな、何ていうんですか、盛り合わせみたいなものと缶ビールであったり、缶ジュースであったり、そういったもので、立食で皆さんで意見交換をされていました。私は山根さんと、安永さんと、藤中さんかな、という方と、それぞれお話をしましたけれども、要はフードバンクが今ちょっとやっぱり貧しい状態というか、コロナの中でやっているの、結構我々も責任を持ってやっていますといったような、本当にフードバンクの中のお話をされていた記憶がございます。意見交換会といってもですね、本当、要はパーティー形式で、雑談でいろんな方が話してあったので、私の話はそういう話でした。当然職員もいましたので、職員との中で当然普通の会話もしましたけれども、要は主催者側というか、実施者側とのお話は、フードバンクに関するお話が主だったというふうに考えております。

○委員長

先ほどの市有地売払いについて、川上委員の質疑の際に要求しておりました資料について、準備ができましたので、Side Booksのほうに掲載しております。ご確認ください。

川上委員については、質疑時間が終了しておりますので、質疑についてはご了承お願いいた

します。資料説明だけ執行部のほうにお願いします。

○財産活用課長

提出いたしました資料が3つあると思います。まず、資料の1につきましては、第1回目、令和3年6月に第1回目公募したときの価格の、積算根拠となっております。1回目が今言いましたとおり令和3年6月で、2回目、令和3年9月に2回目を行いましたけども、申込み等があっておりませんでした。そこでいろんな業者等に確認したところ、価格が合わないとかいう意見もお聞きいたしましたので、うちのほうで再度、確認を行い、先ほども説明いたしましたとおり外構部分とかが抜けておりましたので、再度不動産鑑定をとって、資料2になりますけども、令和4年10月に内部協議、財産管理審議会でその価格を協議いたしました。

それを踏まえて資料3、第3回目に売払いを行うために、価格決定の積算根拠をつけております。それをもちまして、第3回目に、令和4年12月に公募をかけましたけども、申込みがありませんでした。なかったんですけども、再度4回目に、令和5年2月に申込みを行った結果となっております。

すいません、資料3-1、1枚目で伺がありますけども、すいません、コピーがちょっと薄くて見えなくなっておりますけども、部長までの決裁はとっておるところでございます。

○委員長

委員の方に報告します。5時をちょっと過ぎていますが、このまま続けてやりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

次に、質疑事項一覧以外の事項について、質疑時間が終了をした委員以外の委員に質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。質疑がないようですので、総括質疑を終結いたします。

以上をもちまして、一般会計歳入歳出決算全般について、全ての質疑を終結いたします。

なお、討論・採決につきましては保留して、「財産に関する調書」及び「基金の運用状況に関する調書」に対する質疑終結後に行いますので、ご了承願います。

また、各特別会計の審査におきましても、討論・採決は同じ運営をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩します。

休 憩 17:10

再 開 17:13

委員会を再開いたします。

これより特別会計の審議に入りますが、特別会計の審査につきましては、会計ごとに行います。

まず、「認定第2号 令和4年度飯塚市国民保険特別会計歳入歳出の決算の認定」について、歳入歳出一括して質疑を許します。

質疑事項一覧表以外の質疑について、質疑時間が終了した委員以外の委員に質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

次に、「認定第3号 令和4年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」について、歳入歳出一括して質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています、213ページ、健幸フレイル予防事業について、藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

お疲れさまです。213ページ、健幸フレイル予防事業についてご質問いたします。フレイ

ル予防事業の実績について、昨年度の実績をお尋ねいたします。

○健幸保健課長

フレイル予防教室につきましては、市内13圏域ごとに、8回から13回、計141回の教室を地域包括支援センターが実施しております。初回と最終回にフレイルチェックを行い、それ以外については、口腔機能や運動機能の向上、栄養改善、音楽療養に関する教室を開催しております。

イベントにつきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大で休止していましたが、みんなの健康・福祉のつどいを3年ぶりに10月に開催し、フレイル予防の普及啓発活動として、午前中は簡易なフレイルチェックを実施し、午後からは、東京大学高齢社会総合研究機構客員教授の辻先生と、同じく東京大学高齢社会総合研究機構の機構長で、同大学未来ビジョン研究センター教授の飯島先生からご講演いただき、最後はリモートで市長を交え、3者でクロストーク会議を実施いたしました。また、3月にイオン穂波店のセントラルコートをお借りして、フレイルイベントを実施しております。

○藤堂委員

ありがとうございます。フレイル予防事業イベント等の参加者について、参加の状況についてお尋ねいたします。

○健幸保健課長

フレイル予防教室につきましては、141回の教室で、220人の方にご参加いただいております。イベントでは、みんなの健康・福祉のつどいでブースを出展し、午前中は98人の方に簡易のフレイルチェックを実施いたしました。また、イオン穂波店でのフレイルイベントでは、154人の方に簡易なフレイルチェックを実施いたしました。

○藤堂委員

フレイル予防事業における改善について、フレイルチェックでその効果を検証しているとのことですが、フレイル予防事業の効果について、参加者がどのように改善されているのか、お尋ねをいたします。

○健幸保健課長

フレイルチェックは、指輪っかテストなど全23項目について、項目ごとに予防教室の初回である1回目と、最終回の教室で2回目の結果を比較いたしております。フレイルチェックの診断は、項目ごとの判定となっておりますので、改善結果を人数であらわすことは困難ですが、改善はなされていると判断しております。判断しているという理由につきましては、フレイル予防教室に参加し、自身の生活を見直すアンケートを実施しております。そのアンケートにおいて、フレイル予防、栄養、運動、社会参加、余暇活動の5項目で、どのような行動変容が見られたかを分析しております。まず、フレイル予防については、91%の方がフレイルにならないよう気をつけるようになったと回答されております。2点目の栄養については、79%の方が、以前よりもしっかり噛んで食べるようになった。3点目の運動については、86%の方が、以前より運動するようになった。4点目の社会参加については、61%の方が、以前より社会活動に参加するようになった。最後5点目の余暇活動については、55%の方が、以前より買物や旅行に行くようになったと回答をいただいております。5項目全てで過半数の行動変容につながっている回答をいただいております。フレイル予防の効果が出ているものと捉えております。

○藤堂委員

次に、介護予防事業について、介護予防教室等の取組内容及び参加状況についてお尋ねをいたします。

○高齢介護課長

介護予防事業では、特別なことをするのではなく、ちょっとした工夫を行うことで、自分に

できることの範囲を広げ、老化のスピードを遅くすることで、介護が必要な状態にならないようにすることを目的に、高齢者筋力アップ教室、足元気運動教室、ボールエクササイズ教室、脳元気教室及び音楽サロンを実施しております。介護予防の基本的な知識を普及啓発するための取組として、介護予防パンフレットの作成、配布、また、高齢者が介護予防を自宅で無理なく実践することができる介護予防のプログラムを各種介護予防教室等で配布いたしております。高齢者や介護予防に関心がある市民が集まる身近な場であるいきいきサロン、老人クラブ等で、介護予防普及啓発のための出前講座を実施しております。

令和4年度につきましては82回実施し、延べ1463人の方が参加しております。高齢者の転倒予防を目的とした運動機能維持向上のためのプログラムとして、高齢者筋力アップ教室、足元気教室、ボールエクササイズ教室、ケアトランポリン教室を実施しました。令和4年度の実績としましては、高齢者筋力アップ教室、1クール12回を16会場で行い、延べ2686人の参加、足元気教室では、1クール12回を5会場で行い、延べ1148人の参加、ボールエクササイズ教室では、1クール12回を2会場で行い、延べ454人の参加、ケアトランポリン教室では1クール30回を1会場で行い、延べ421人の参加となっております。高齢者の認知症予防を目的とした音楽療育活動として、音楽サロン、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上、認知機能低下予防を複合的に実践する脳元気教室を実施いたしました。令和4年度の実績としましては、音楽サロン1クール6回を10会場で延べ937人の参加、脳元気教室につきましては、1クール7回を5会場で延べ663人の参加となっております。

○藤堂委員

フレイル予防事業や介護予防教室の取組の成果として、長い目で見た場合、平均寿命や健康寿命の延びが考えられますが、ここでは、介護認定者の推移についてお尋ねをいたします。過去5年間の介護認定者の推移についてお答えをお願いいたします。

○高齢介護課長

介護認定者の推移につきましては、追加資料161ページでご提出しております。資料に沿ってご説明いたします。介護認定者の過去5年間の推移につきましては、第1号保険者認定者数の推移についてお答えいたします。平成30年度末が8747人、令和元年度末では8676人、令和2年度末では8812人、令和3年度末では8653人、令和4年度末では8293人と令和2年度までは増加傾向にありましたが、令和3年度以降は減少傾向となっております。第1号被保険者の認定率の推移につきましては、平成30年度末が21.9%、令和元年度末では21.6%、令和2年度末では21.8%、令和3年度末では21.4%、令和4年度末では20.6%となっております。資料には、要支援1から要介護5までの内訳を示しております。

○藤堂委員

本事業に対して、所管としてどのような成果を感じられていらっしゃいますか、お尋ねいたします。

○健幸保健課長

フレイル予防事業は、フレイル化の予防を目的としており、ひいては介護認定者数を減ずることを目指すものでございます。今後も各種介護予防事業に取り組み、要介護状態の短縮に取り組んでまいりたいと考えております。

○高齢介護課長

介護予防事業では、各教室の初回と終了前に基本チェックリストや評価表に評価を実施しており、運動系の教室では、介入前後で向上された方、維持された方や低下された方もそれぞれおられますが、全体平均では、項目により運動機能の向上や維持につながった結果が得られております。また、自宅でも、教室内で実施した運動プログラムに定期的に取り組んでいただけるよう、宿題帳をつくるなど工夫しており、参加者それぞれの運動習慣の定着化が図られたも

のと考えます。

音楽サロンや脳元気教室では、初回に決めた目標に対して、どのぐらい頑張れたかに対しまして、目標達成度では、皆さんがおおむね高い達成度であり、全体平均も85%を超えており、宿題も参加者の皆さんほとんどの方が毎日取り組まれ、サロンのときだけでなく、自宅でも介護予防に取り組む意識が高められております。短期間で結果が出なくても、教室への参加により、外に出かけ、人との交流をすることや、介護予防への意識が高められ、自宅で継続して実施していただくことで、介護予防の効果があるものと考えております。

○藤堂委員

最後に、今後の目標数値についてお尋ねをいたします。

○健幸保健課長

フレイル予防事業の目標指標としましてはフレイルチェック参加人数、サポーターの活動人数、イベント参加者人数としております。決算成果説明書のほうにも数字のほうを計上させていただいておりますけれども、この人数を増やしていくような取組を進めていきたいと考えております。

○高齢介護課長

介護予防教室のほうでは、各教室とも、参加者の増を目標としておりますが、やはりリピーターの方が多く、現状でも参加されております。いかに新規参加者の確保に向け取り組むかが今後の課題となっておりますので、各教室の周知徹底と啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

○藤堂委員

フレイル予防、非常に大事だと思っておりますし、先生方も、ここら辺を考えて診療されていると把握しております。実感もしております。私、政治活動中に、大体7千件ぐらいを訪問させてもらって、皆さん、結構、いきいきサロンとか、周知は非常に高くて行きたいみたいなことをおっしゃられていました。ただ、やはりコロナもあって、なかなか行きにくいんだよねという方が多くて、おっしゃられたとおり、リピーターが多いと。なかなか新規の方が少ないという現状は本当に感じております。どうしたら皆さん来られるのかなとちょっと考えたときに、広報というのでも大事なのかなと思いつつながら、やっぱり行った人の口コミが一番強いのかなと思っております。なので、行かれた方、参加されている方にちょっともう1人連れて来てよという感じの、すごいなんかアナログなんですけど、そういうのが、地域の方が一番参加しやすいのかなと思いました。今後も、明確な目標に向けてですね、また、市民の健康寿命の延伸に向けて取り組んでいただければと思います。ありがとうございました。終わります。

○委員長

次に、質疑事項一覧以外の質疑について、質疑時間の終了した委員以外の委員に質疑を許します。質疑はありませんか。

○藤間委員

通告外のご相談がない中、失礼いたします。私も健幸フレイル予防事業について、1点2点、5分ほどお時間いただけてご質問させていただければと思っております。また健幸保健課の皆さんに、ちょっとお気持ちというか、現場の感覚をお聞きしたいんですけども、今回経費が955万程度と書かれておりますと。一般的に予防介護というのは多くの税金が投入されておりますし、また多くの税金を投入すべきジャンルかと思っておりますが、この経費の予算感というのは、現場でご担当されていて、もっと予算があれば、もっと多くの人に来ていただけたですとか、この予算感については、どのような気持ちでお仕事されておりましたでしょうか。

○委員長

ちょっと待ってください。藤間委員に言いますけど、お知らせしていますが、質疑については事前に委員長のほうに連絡をしてくださいますということで、最初にお知らせをしとったはずな

んですけども、（発言する者あり）

いや、撤回はせんでいいんですけどね。嚴重注意しておきますので、よろしく願います。回答できますか。大丈夫ですか。

○健幸保健課長

令和4年度の決算額、経費としましては、955万5千円としておりますが、うち人件費が616万9千円。これは職員の分になります。実際の直接の事業費としては338万6千円で、内訳的には講師の謝礼金であったり、サポーターの方が活動だけがをしたとき等の保険、そういったものでございます。事業自体は、地域包括支援センターのほうで行っていただいております。先ほどの藤堂委員の質問の中でもありました13圏域で行っている内容でございます。各包括支援センターでは、8回から13回の教室を開いていただいているところでございまして、予算がつけば充実するということももちろんありますけれども、この回数の中で参加できる人数等を増やしていきたいというふうなところで、予算を多く増やして活性化するというよりは、いかにこのフレイルに関心を持っていただく方々を増やしていくのか、先ほど藤堂委員のほうからもご提言がありましたけれども、ロコミというのは確かに強い勧誘の方法だとは思いますが、そういった部分についても取り組んでいくようにしたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

（なし）

ないようですので、質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

休憩 17:34

再開 17:42

委員会を再開します。

次に、「認定第4号 令和4年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」について、質疑時間が終了した委員以外の委員に質疑を許します。質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第5号 令和4年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、質疑時間が終了した委員以外の委員に質疑を許します。質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第6号 令和4年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、質疑時間が終了した委員以外の委員に質疑を許します。質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第7号 令和4年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、質疑時間が終了した委員以外の委員に質疑を許します。質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第8号 令和4年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、質疑時間が終了した委員以外の委員に質疑を許します。質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第9号 令和4年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、質疑時間が終了した委員以外の委員に質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第10号 令和4年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、質疑時間が終了した委員以外の委員に質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「財産に関する調書」及び「基金の運用状況に関する調書」について、質疑時間が終了した委員以外の委員に質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

「財産に関する調書」及び「基金の運用状況に関する調書」に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は、会計ごとに行います。

最初に、「認定第1号 令和4年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」について、討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。「認定第1号 令和4年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」に反対の立場から討論を行います。

実質収支に関する調書は、歳入総額903億593万3千円、歳出総額は886億4394万4千円、差引額は16億6201万9千円あって、実質収支額はプラスの14億613万4千円と報告が 있습니다。一方、様々な犠牲の上に積み上げられた財政調整基金、減債基金及び公共施設基金は、令和3年度の164億5645万円から令和4年度末182億5635万5千円へと17億9990万5千円増加し、過去最高水準を更新しております。一方、様々な事情により、予算執行しなかった予算上のお金、不用額は70億8581万3959円となっております。

地方自治の本旨は言うまでもなく、住民の福祉の増進を図ることであり、このことについては、本市の第2次総合計画の中でも、10年ぶりにうたい、現在道半ばという状況です。翻って、飯塚市民の暮らしの現状、さらに今後の本市の行く末を考えるにつけても、この間労働者の可処分所得が相当な勢いで低下し、また、高齢者の皆さんも年金がある方でも年金が伸びない、下がるという状況があるわけです。子どもについても、そういう状況の下で貧困化が進んでいるという状況が、この決算年度中も進んでいたわけですが、こうした中で新型コロナは2020年から2021年、そして2022年となったわけです。まさに2022年2月に発生したロシアによるウクライナ侵略、これに端を発した急速な物価高騰の下で、市民の暮らしは、さらに追い打ちをかけられる状況となっていたと思います。こうした中で財政力を改善し、そして必要なときに、いざというときに使える基金も過去最高水準で推移していたわけですから、本来、当初予算においてしかるべく、住民の福祉増進、暮らしを守るということで予算を計上しなければならなかったと思いますが、それは十分ではありませんでした。しかし決算を見て、不十分な当初予算の途中補正はありましたけれども、なおかつ市民の暮らしをしっかりと支えるというところまでできていない。その一方で、無駄遣いという視点から見ても、本来は現状の体育館をしっかりと整備して新体育館の事業費の半分以下でもしっかりとしたものをつくるといふ選択肢を自ら明らかにしておきながら、あえて移転し、大規模な財政出動を行うというような無駄遣いもありました。こうした第1に住民の暮らしをしっかりと支えるという点において重大な弱点を持っていること。

第2に、その一方で、大規模な無駄遣いと呼べる事業を無理に展開したこと。この2点を指摘せざるを得ません。

そして3点目に、これらの事態がなぜこうなっていくのかという点については、昨日から本日にかけて審査した過程でも浮き彫りになったと思います。つまり本市の市政運営の根本において、公正さと透明性が欠如し続けているということを描きたいわけです。とりわけ1として政官業と言われますけども、こうしたものの癒着の構図がさらに深まり、広がっている状況があるということを描き彫りにしようと思いました。この点について言えば、とりわけ先ほど申し上げました新体育館の移動式観覧席入札をめぐる官製談合等疑惑について、市民の批判があれば説明をする。市議会が百条調査を行えば、それなりの対応はする。しかし、自らは、この問題についてきちんと誠実に向き合って調査をし、それを後に生かせるように教訓化した調

査報告書もまとめようとしめない実態が浮き彫りになりました。

現在、生じている旧鎮西中学校跡地の売却をめぐる問題についても、こうしたことと軌を一にしたものがないのか、心配されるわけです。ここについて言えば、飯塚市が議会と市民にこの点についてもしっかりと説明する責任が生じているのではないかというふうに思います。もちろん議員の問題ですから、市議会がその制度の中において、究明するのはもちろんですけれども、執行部がこの間の出来事についても、きちんと総括をし、市民に結果を明らかにするということできていないことも、この政官業の癒着を深め拡大することになっていっているということは、厳しく自覚する必要があるのではないかと。

その2です。公正と透明性の問題です。昨日から、これについてもるる質問し指摘もしてきましたけれども、本市発足後ということで審査してきましたけれども、従前より続いている補助金を多額受け取り、市政をゆがめている実態が部落解放同盟の補助金に関する審査の中で浮き彫りになったのではないのでしょうか。また、部落解放同盟と同時に、関係のあるNPO、また新しいものできているようですけれども、これらに本市の幹部職員が現職において癒着し、慣れ合い、そういう行動をしているということとともに、退職後は団体と団体の幹部が中心になってつくっているNPOの幹事などに、元の課長とか部長とかが、そして現在は本市の職員であるという身でありながら、そうしたところに入っていくということが、どれだけ重大なことか指摘したいわけです。あまつさえ、8月4日、片峯市長が重大な局面にあって、そのときに本市の幹部の皆さんが、その誇りを忘れたのか、酒を飲みながら、会食をしながら、市政に関わる意見交換会などをするということは到底認められないと思うんですけれども、こうしたことについても、今回の決算を深めていけば、市民に明らかにするべき教訓、大いに出てくると思います。詳しくは本会議で述べたいと思います。以上で終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

○藤間委員

予算が適正に使われているかどうか、賛成の立場でございますが、1点だけご意見申し上げます。予算が適正に不正なく使われているか審査するのが、この会議の最も重要な役割だと思って、そういった観点から見てまいりました。一方で、限られた予算を、どうやって市民サービスを向上させるために使うかという観点で申し上げますと、行政サービスの質とは何かというと、つまるところ人の質、働いている方々の働きやすさですとか、働きがいですとか、そういった質につまるところ直結するんじゃないかと思っておりました。

そういった中で今回いろいろ予算を見ていくと、行政としてやらざるを得ないことを、必ずすべきことというのに対しては、しっかりとお金を使っていくというのがありつつも、新しいことに挑戦する、すなわち今までやったことはない取組に予算を貼って、それに対して若手の方、中堅の方がチャレンジしていくという、そういう職員の方の働きがいがあるようなチャレンジングな目標設定をすることで、働いている方の働きがいというのを向上しつつ、行政サービスの質が上がるんじゃないかと思いました。ちょっと取り留めもなくなりましたが、決算の審議という数字を見るというのが大事だとは思いますが、よりチャレンジングで目標を達成して、働いている方々の、働きがいを向上させるような決算の在り方というのも重要なんじゃないかなと思いました。失礼いたします。

○委員長

今、賛成討論なのかね。分かりました。

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第1号 令和4年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

続きまして「認定第2号 令和4年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「認定第2号 令和4年度飯塚市国民健康保険会計の認定」について、反対の立場から討論します。

高過ぎる国民健康保険税を市民に押しつけ、新型コロナ危機の時代だというのに、あえて医療を受ける機会の抑制につながる資格証明書や短期保険証を滞納理由に発行し、1年間通用する正規保険証を交付しなかったことは重大であります。個人の健康を守るとともに、新型コロナ感染症拡大防止の観点から、速やかに正規保険証を原則交付すべきであります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第2号 令和4年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は挙手を願います

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第3号 令和4年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」について、討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「認定第3号 令和4年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」に反対の立場から討論を行います。

高過ぎる介護保険料を高齢者の年金から一方的に引き去り、苦しみ続けていることは重大であります。また、介護保険料を年金から天引きできない場合は、現金で納付を求めて、それを納付できない場合、預金通帳をゼロになるまで差押えた例すらあるわけです。また、介護適正化の掛け声のもとで、介護認定が軽いほうに認定されて、自己負担の重さと重なって、必要な人が必要なサービスを受けられなくなる実態があります。このような実態を生む決算は認めることができません。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第3号 令和4年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は挙手を願います

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第4号 令和4年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」について、討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「認定第4号 令和4年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」に反対の立場から討論を行います。

高齢者に高過ぎる保険料を押しつけて滞納になると高齢者から正規保険証を取上げて、短期保険証を押しつけるというやり方が改められていません。そもそもこの医療制度は、75歳以上の高齢者を差別的にくくり込む制度であり、制度そのものを認めることができません。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第4号 令和4年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は挙手を願います

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第5号 令和4年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「認定第5号 令和4年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、反対の立場から討論を行います。

そもそも事業の運営を一括して民間委託する手法は、公営ギャンブルにはなじみません。36億円もの巨額のメインスタンド新築建て替えは無謀というほかなく、速やかに見直す必要があります。しかも物価高騰を理由にこの36億円が増嵩している事態は到底見過ごすことができません。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第5号 令和4年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は挙手を願います

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第6号 令和4年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第6号 令和4年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することにご異議はありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第7号 令和4年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「認定第7号 令和4年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、反対の立場で討論いたします。

この間の新築移転事業について、位置及び事業費に不明な点があり同意できません。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第7号 令和4年度飯塚市中央卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第8号 令和4年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第8号 令和4年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することにご異議はありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第9号 令和4年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「認定第9号 令和4年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、反対の立場で討論いたします。

三菱マテリアル炭鉱跡地の鯉田工業団地造成は不透明な経過をたどり、市民に多大な負担を押しつけて強引に進められました。また、将来生じかねない地盤の不具合による損害賠償を、鉱業法の定める最終鉱業権者である三菱マテリアルに求めないとした土地売買契約を結んでおり、市民に大きな不利益がかかりかねません。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第9号 令和4年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第10号 令和4年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第10号 令和4年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することにご異議はありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は認定すべきものと決定いたしました。

正副委員長を代表いたしまして一言お礼を申し上げます。9月の定例会中、決算審査を実施しまして、限られた時間の中ではございましたけども、充実した審査内容であったのではないかとこのように思っています。また、委員の皆さんのご協力によりまして、何とか2日間で審査を終えることができました。ご協力ありがとうございました。

執行部の皆さんにおかれましても、通常業務が大変繁忙で忙しい中、短い時間での資料作成とか、答弁の準備とか対応していただきまして本当にありがとうございました。

さて、この委員会の審査の中で各委員から指摘なり要望なりが数多くありました。ぜひとも執行部におかれましても、この意を汲んでいただきまして、来年度の当初予算に、今後の施策として反映していただければというふうに思っております。十分に検討協議をしていただきまして、市民の福祉の向上に向けた取組を議員も執行部側も三位一体になりまして頑張りたいと思います。

これもちまして令和4年度決算特別委員会を閉会いたします。本当にお疲れさまでした。